

履修ガイド

Guide for Course Registration

2024

駒沢女子大学

看護学部

Komazawa Women's University
Faculty of Nursing



***この「履修ガイド」は卒業まで使用しますので、大切に扱ってください。**

目 次

建学の精神・ポリシー

建学の精神と教育の目的	1
ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	2
カリキュラム・ポリシー （教育課程編成・実施の方針）	4
アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）	6
アセスメント・ポリシー （学修成果の評価に関する方針）	7

大学4年間の流れ

1. 単位制	13
2. 学期制	13
3. 授業科目の分類	13
4. 卒業要件	14
5. 履修の条件	14
6. 授 業	14
7. 出欠席と出席の重要性	14
8. 授業の欠席	15
9. 休 講	16
10. 補 講	16
11. 授業科目履修上の注意	16
12. 成績評価	17
13. 試 験 定期試験実施内容と流れ	19 25
14. 再履修	26
15. 科目等履修生	26

履修の流れ

1. 卒業所要単位	28
2. 取得可能な資格	30
3. 保健師教育課程について	31
4. 看護学部における配当年次の考え方	33
5. 段階の科目の前提条件について	33
6. 臨地実習の履修と単位の認定について	34
7. 授業科目履修の手続き 履修登録の流れについて	35 40
8. シラバスについて	41

その他

1. 担任制・アドバイザー制度	45
2. 卒業見込証明書について	45
3. 学生による授業評価 カリキュラムツリー カリキュラムマップ	45 46 47

学 則

学 則	53
-----	----



**建学の精神
・
ポリシー**

建学の精神と教育の目的

駒沢女子大学は、道元禅師の禅の教えを基盤とした「正念」と「行学一如」を建学の精神とし、「国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成すること」(学則第1条)を教育の目的としています。

「正念」というのは道元禅師の只管打坐の教えを教育の根本として示したもので、坐禅によって正しく物事をみつめ、とらえていくことです。私たちは「私」という心の窓から見える限定的な世界をみつめています。自分に興味が無い事柄については、たとえ目の前にあっても気づかないことがあるように、いわば自分中心的な心の鏡をもっているといえるのです。坐禅はそのような偏り・こだわりのある心を一旦御破算にして、正しくものごとを見つめ、そして本当の自己(本来の面目)を再発見していくのです。

道元禅師に「本来の面目」というタイトルの和歌があります。すなわち「春は花 夏ほととぎす 秋は月 冬雪さえて すすしかりけり」という歌です。この歌は川端康成がノーベル文学賞受賞の際、ストックホルムで行った「美しい日本の私」という講演で引用され、よく知られるようになりました。内容は四季折々の日本の自然を歌い上げていますが、実はこれは単なる風景描写ではありません。この歌は「本来の面目」、つまり本当の自己からありのままにみつめた心象風景といえるのであり、そこに大切な意味があることを川端も示唆しています。

次に「行学一如」というのは、実践すること(行)と学ぶこと(学)とを一体化させていくこと(一如)です。つまり「正念」によって確立された自己において、大学で学んだ多くの知識や技術を日常の実生活や社会に活かしていくことです。大学での学びは単に知的欲求を満たすだけのためにはありません。自己満足的に知識・教養を高めるのではなく、広く社会に反映させていくことが大切なのです。

また日々の実践を通して真の学びがあるともいえます。たとえば文学や哲学で「愛」や「友情」について深く考察するのも大切な勉強です。しかし一方において愛を抽象的に理解してみても実際には全然参考にならなかったり、現実と相反することもあるはずで、かけがえのない人と出逢い、時には共に喜び、時には悲しみ、苦悶する中で初めて学んだことをより深く受け止めることができるのではないのでしょうか。「行学一如」はそれぞれの学びにさらなる深まりがあることを示しているのです。

また道元禅師は『典座教訓』で禅寺の台所で炊事を司る^{てんぞ}典座を取り上げ、炊事にも修行の大切な意味を見出しています。そして坐禅とともに日々の一つひとつの行いもないがしろにせず、精一杯努め、活かすことを強調しています。

このように本学では心を整え、自己を確立していく「正念」と実践的な学びを説く「行学一如」を教育の根本としています。

看護学部では、「人間性豊かな質の高い看護実践能力を備えた看護実践者の育成」(学則第4条)を教育の目的としています。皆さんも本学での学びの原点にこの建学の精神と教育の目的があることを確認していただきたいと思います。

—ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）—

1. 駒沢女子大学のディプロマ・ポリシー

駒沢女子大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成することを目的としています（学則第1条）。

駒沢女子大学は、教育の理念（知性と理性を備えた心豊かな女性の育成）に基づき、以下のような資質・能力の養成を教育目標として掲げています（学則第1条の3）。

1. 自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成
2. 自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成
3. 社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成
4. 文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成

駒沢女子大学は、教育の目的、目標に則して編成された4年間の課程を学修し、卒業に要する所定の単位を修得することを学位授与の要件とします。

2. 看護学部 看護学科のディプロマ・ポリシー

看護学部看護学科

看護学部看護学科は、人間性豊かな質の高い看護実践能力を備えた看護実践者を育成することを目的としています（学則第4条の3の(10)）。

その目的を達成するために、看護学部看護学科は、以下の資質・能力を養成することを教育目標としています。

1. 人間を全人的に捉え、ヒューマンケアを実践できる教養力と人間性の育成
2. 他者とバランスのとれた関係性を構築できるコミュニケーション力と社会性の育成
3. チームの連携と協働力をもとに看護の役割と機能を発揮できる専門力と判断力の育成
4. 多様な場においてさまざまな健康レベルの人々の課題や地域の課題に対し、根拠に基づいた創造的な看護実践ができる技術力と実践力の育成

教育の目的・教育目標に即して編成された4年間の課程を学修し、卒業に要する所定の単位を修得し、以下を有している者に学位を授与します。

1. 豊かな人間性と幅広く深い教養、高い倫理観
2. 社会性とコミュニケーションに基づいた人間関係の構築力
3. 科学的・創造的な看護実践力
4. 多職種と連携・協働する能力
5. 看護専門職としての自己研鑽力
6. 看護学の発展に寄与する課題探究力

看護学科学修到達度確認表

教育目標	学修指針	レベル4 (秀)	レベル3 (優)	レベル2 (良)	レベル1 (可)
人間を全人的に捉えヒューマンケアを実践できる教養力と人間性の育成 DP 1	教養力	人間を理解するために必要な人文・社会・自然科学に関する多面的な知識を有し、より良い文化の創造を目指すことができる。	人間を理解するために必要な人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、自らの問題として考えることができる。	人間を理解するために必要な人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、問題点を指摘することができる。	人間を理解するために必要な人文・社会・自然科学の内容について、自分の知っていることを述べることができる。
	人間性	看護学生として看護の対象となる人々の尊厳と権利の擁護に向けた行動をとることができる。	人間性を涵養していくための自己の課題を発見することにより、自己実現を実践できる。	自分の存在を理解し、他者の多様な価値観を受け入れることができる。	人として社会の中の一員として自らを律し、ルールとマナーを守ることができる。
他者とバランスのとれた関係性を構築できるコミュニケーション力と社会性の育成 DP 2	コミュニケーション力	多様な価値観を尊重し、相手の発言や態度・行動を肯定的に受け止めながらコミュニケーションを発展させることができる。	相手の価値観を認め、自分の思いや意見との相違を確認しながら肯定的で前向きな関係性をとることができる。	相手の価値観を認め、感情的にならずに相手から適切な情報を引き出し、自分の思いや意見を伝えることができる。	相手の話を聴くことができ、その相手の話に対して自分の意見や思いを伝えることができる。
	社会性	看護師の社会的責務を把握し、自立した社会人にふさわしい責任感を持ってチームに参画・協働することができる。	保健医療福祉行政チームの一員であることを自覚し、責任をもって他者とスムーズに協働作業を行うことができる。	社会の構成メンバーの一人として、自分の位置づけや役割を述べることができる。他者と協働することができる。	社会の一員として他者と協働することの必要性を述べることができる。
チーム連携と協働力をもとに看護の役割と機能を発揮できる専門力と判断力の育成 DP 3	専門力	看護の専門領域の知識を活用して、根拠に基づいた実践をすることができ、常に自己研鑽し続けることができる。	看護の専門領域の知識を活用して、根拠に基づいて課題解決方法を考えることができる。	看護の専門領域の知識を活用して、課題を見出すための情報収集ができる。	看護の専門領域についての基礎的な知識を有している。
	判断力	看護をめぐる諸問題について、客観的・論理的に判断をし、自己の判断を常に顧み、責任をもって行動することができる。	看護をめぐる諸問題について、客観的・論理的に判断するとともに、自己の判断を顧みることができる。	看護をめぐる諸問題についてデータをもとに客観的に矛盾のない判断ができる。	看護をめぐる諸問題について関心を持ち、収集したデータから自分なりの判断ができる。
多様な場においてさまざまな健康レベルの人々の課題や地域の課題に対し、根拠に基づいた創造的な看護実践ができる技術力と実践力の育成 DP 4	技術力	対象者の個別性に合わせ正確性・安全性・安楽性・効率性を踏まえた看護技術を常に提供し、その結果を対象の反応から評価できる。	対象者の個別性に合わせ、正確性・安全性・安楽性を考慮しながら看護技術を提供し、その結果を対象の反応から評価できる。	対象者の個別性に合わせ、安全性・安楽性を考慮しながら看護技術を提供し、その結果を評価できる。	対象者の個別性を考慮して、原則的な留意事項を遵守した看護技術を提供できる。
	実践力	自ら課題を見出すことができ、根拠に基づいた看護実践ができる。	自ら課題を見出すことができ、それらの解決に向けて指導を受けながら成果をあげることができる。	課題に自ら取り組み、指導を受けながら実践し、成果をあげることができる。	課題に自ら取り組む姿勢を持ち、指導を受けながら実践することができる。

—カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）—

1. 駒沢女子大学のカリキュラム・ポリシー

駒沢女子大学は、系統的な学修が行えるように配慮し、ディプロマ・ポリシーとして掲げる4つの教育目標のうち、(1) 自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成、(2) 自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成を達成するために、看護学部では教養教育科目の枠を設定し、(3) 社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成、(4) 文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成を達成するために、専門基礎科目と専門科目の枠を設定しています（看護学部カリキュラムツリー参照）。

駒沢女子大学では、これらの教育目標が十全に達成されることを目的として、全学的にテラーメイド教育を実践し、以下のような教育方法を取り入れています。

1. 担任制・アドバイザー制度
2. 少人数授業
3. 学修ポートフォリオ
4. 駒沢女子大学教科書シリーズ（授業内容に即した教科書の作成）
5. 授業録画
6. 再試験制度
7. 学修支援センターの設置
8. 組織的、効果的な教育が実行できる機関の設置

また、教育目標の達成度を確保するための評価基準を用意しています（P.3 駒沢女子大学学修到達度確認表参照）。

2. 看護学部 看護学科のカリキュラム・ポリシー

駒沢女子大学看護学部看護学科は、教育目標を達成するために、以下のカリキュラム構成としています。

〈教育内容〉

カリキュラムの構成は、学士力のある看護専門職を育成するため、科目区分を「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」とし、それぞれの科目区分においては、さらに以下のような細区分を行っています。各科目は、学修の順序性を考慮して配置しています。尚、選抜選択制として保健師教育課程を設定しています。

1. 「教養教育科目」においては、豊かな人間性、幅広く深い教養、高い倫理観、社会性、コミュニケーション力を身につけることができる科目、自己成長や課題発見につながる科目で構成し、細区分は「人間の理解」「社会の理解」「言語と文化の理解」「情報と科学の理解」としています。「人間の理解」では、建学の精神について理解する仏教学をはじめとした人間の理解に関する科目、「社会の理解」では、社会的存在としての人間の理解に関する科目、「言語と文化の理解」では、思考の言語化・他者とのコミュニケーション・外国語を通して異文化を知る科目、「情報と科学の理解」では、数理的な思考とICTの理解、情報の活用に関する科目を配置しています。
2. 「専門基礎科目」においては、科学的・創造的な看護実践を行う上で必要となる医療に関連する基礎的知識を修得できる科目で構成し、細区分は「健康と医療」「健康の支援」としています。「健康と医療」では、健康の理解（正常な人体の理解）と健康障害の理解（疾病のある人体の理解）に関する科目、「健康の支援」では、健康を支援するさいに必要となる心理・社会・教育的な側面の理解に関する科目を配置しています。
3. 「専門科目」においては、看護実践に必要な知識・技術を修得できる科目で構成し、細区分は「看護の基礎」「看護の実践」「公衆衛生看護」「看護の統合」としています。「看護の基礎」では、看護実践の基盤に関する科目、「看護の実践」では、対象のニーズに応じた看護実践に関する科目、「公衆衛生看護」では、健康な地域づくりに関する科目、「看護の統合」では、安全な医療の提供に関する科目や多職種との連携に関する科目、自己成長や課題探究・課題解決に必要となる知識・技術に関する科目を配置しています。

〈教育方法〉

1. 看護学の理論と実践を系統的に学ぶことにより、看護実践力の強化を図ります。
2. 豊富な実習・実技科目によって講義で学んだ知識についてポートフォリオを用いながら確認するとともに、学外施設で行う臨地実習によって応用力や実践力を養います。
3. 現代社会に必要な技術と環境への対処能力をアクティブラーニングにより習得し、リベラルアーツ力を高め、生涯にわたり自己研鑽する方法論を身に付けます。

〈評価方法〉

1. 2年次終了時に、学修到達度確認表に基づいて教員・学生による8つの能力（教養力、人間性、コミュニケーション力、社会性、専門力、判断力、技術力、実践力）を4つの水準で評価します。
2. 2年次終了時に、必修科目の単位修得の状況を確認し、看護専門職に求められる基礎学力を評価します。※
3. 3年次前期に、各看護学領域の演習科目において、看護の実践に必要となる専門力、判断力、技術力について学修到達度を評価します。
4. 4年次の履修科目すべての終了時に、学修到達度確認表に基づいて教員・学生による8つの能力（教養力、人間性、コミュニケーション力、社会性、専門力、判断力、技術力、実践力）を4つの水準で評価します。

※2年次までに配当された全ての必修科目単位を修得しなければ、3年前期の配当科目を履修することができません。したがって、この場合は卒業が延期になります。

— アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針） —

1. 駒沢女子大学のアドミッション・ポリシー

駒沢女子大学は、建学の精神、教育の理念を理解し、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定める教育を受けるために求められる基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性を身につけている人を求めます。そのために多様な受験生に対応する入学者選抜を用意し、多面的かつ総合的な選抜を適正に実施します。

2. 看護学部 看護学科のアドミッション・ポリシー

看護学部看護学科では、次のような学生を求めます。

1. 建学の精神に共感できる人
2. 看護に強い関心をもち、看護職として貢献する意思をもっている人
3. 人間と社会に関心がある人
4. 何事にもチャレンジする探求心をもっている人
5. 他者とコミュニケーションのとれる人
6. 他者と協力し、責任をもって行動できる人
7. 主体的に学習を継続できる人
8. 看護学を学ぶために必要な基礎学力のある人

アセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）

駒沢女子大学は、ディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）等の妥当性の検証を目的として、また、①学生の学修の質を高めるため、②教員の教育改善を促すため、③社会に対する説明責任を果たすために、学修成果の評価・検証を恒常的に行います。結果については、適宜概要を公表するとともに、学生にフィードバックいたします。

使用する評価指標は、1. 大学、2. 教育課程（学位）、3. 授業科目の各レベル、及び、A. 入学前・入学直後（アドミッション・ポリシーに比して弱点が無いかどうか）、B. 在学中（カリキュラム・ポリシーに沿った学修内容であるか否か）、C. 卒業時・卒業後（ディプロマ・ポリシーを満たす人材であるか否か）、の9枠に分けて管理しています（下表参照）。

学修成果の評価・検証を行うための指標一覧表

	A 入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)	B 在学中 (カリキュラム・ポリシー)	C 卒業時・卒業後 (ディプロマ・ポリシー)
1. 機関（大学）レベル (全学 3P)	・ 入学者選抜結果 ・ 基礎学力テスト	・ 休学率 ・ 退学率等 ・ スチューデントプロフィール ・ 学修到達度確認調査	・ 卒業（学位授与）率 ・ 就職率、進学率 ・ 卒業年次アンケート ・ 卒業後追跡アンケート
2. 学位（教育課程）レベル (学群・学類・専攻 3P) (学部・学科 3P)	・ 入学者選抜結果 ・ 調査書等の記載内容 ・ 学生調査票	・ GPA ・ 休学復学状況 ・ 退学状況等 ・ 単位修得状況 ・ 基礎学力テスト ・ スチューデントプロフィール ・ 学修到達度確認調査 ・ 外部機関試験	・ GPA ・ 学位授与数 ・ 国家試験合格状況 ・ 免許資格等取得状況 ・ 卒業認定評価 ・ 卒業年次アンケート
3. 授業科目レベル (講義・実技・演習)	・ 英語クラス分けテスト	・ 成績評価 ・ 出欠状況 ・ 授業評価アンケート ・ 学生自己評価 ・ 学修ポートフォリオ	

(一部実施を含む)

※ 3P とは、ディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）の3つのポリシーのことを指します。

1. 機関（大学）レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子大学は、機関（大学）レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

【入学前・入学直後】

- (1) 入学者選抜結果：各種入学者選抜により、AP に比して弱点が無いかどうかを判定します。
- (2) 基礎学力テスト：入学後の学修のために必要な基礎学力の評価と弱点補強指導を全学規模で行います。

【在学中】

- (1) 休学率：全学の休学状況、休学内容の検証と分析を年2回行い、休学率を公表します。
- (2) 退学率等：全学の退学、除籍、停学等の状況と内容を定期的に把握し、退学率等を公表します。
- (3) 学修到達度確認調査：全学 DP に掲げる能力（教養力・人間性・コミュニケーション力・社会性・専門力・判断力・技術力・実践力）の到達目標を測るために、学生は、学修到達度確認表等を用い自己評価を行い、また、担当教員は学生の自己評価結果を確認します。

【卒業時・卒業後】

- (1) 卒業（学位授与）率：卒業（学位授与）状況に関する評価と検証を実施し公表します。
- (2) 就職率・進学率：就職・進学状況全般に関する検証と分析を実施し公表します。
- (3) 卒業年次アンケート：卒業生全員にアンケート調査を実施し、結果を検証、分析します。
- (4) 卒業後追跡アンケート：就職先の企業等に対する雇用者アンケートを適宜実施します。

2. 教育課程（学位）レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子大学は、教育課程（学位）レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

【入学前・入学直後】

- (1) 入学者選抜結果：一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・学校推薦型選抜（人間総合学群・人間健康学部・看護学部）、総合型選抜（人間総合学群・人間健康学部）等により、学群・各学部の AP に比して弱点がないかどうかを判定します。
- (2) 調査書等の記載内容：人間総合学群・人間健康学部・看護学部、各 AP のなかで、数値化の難しい事項を判定する際に参照することがあります。
- (3) 学生調査票：人間総合学群・人間健康学部・看護学部学生の入学当初の学修環境を知るための参考資料とします。

【在学中】

- (1) GPA：GPA を用い、学修到達度確認表に基づいた成績情報の掌握と分析を行い、学群・学類・専攻、各学部・各学科の CP（教育内容・教育方法・評価方法）、及び、カリキュラムマップの適切性を評価・検証します。
- (2) 休学復学状況：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、休学復学状況、休学内容の検証と分析を年 2 回行います。
- (3) 退学状況等：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、退学、除籍、停学等の状況と内容の検証、分析を行います。
- (4) 単位修得状況：スチューデントプロフィール等を用い、学群・学類・専攻、学部・学科単位で、各学生の単位修得状況を学期修了毎に把握します。
- (5) 基礎学力テスト：2 年次以降の学生に対して、学修のために必要な基礎学力の評価を、学群・学類・専攻、学部・学科単位で行います。
- (6) 学修到達度確認調査：学群・学類・専攻、学部・学科 DP に掲げる能力の到達目標を測るために、学生は学修到達度確認表等を用い自己評価を行い、また、担任・アドバイザーは学生の自己評価結果を確認します。
- (7) 外部機関試験：外部機関が主催する実力認定試験等を用い、知識の修得度を測ります。

【卒業時・卒業後】

- (1) GPA：GPA を使用して、卒業判定、本山賞、卒業生代表謝辞候補者の判定を行います。
- (2) 学位授与数：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、学位授与数を把握し、公表します。
- (3) 国家試験合格状況：人間健康学部（健康栄養学科）、看護学部（看護学科）は、国家試験合格状況を把握し、公表します。
- (4) 免許・資格等取得状況：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、各種免許、資格、検定等の取得状況を把握し、検証と分析を行います。
- (5) 卒業認定評価：学群・学類・専攻、学部・学科（学位単位）の CP で定められた評価方法、及び学修到達度確認表を使い、DP に掲げる能力が達成されているか否かを判定します。
- (6) 卒業年次アンケート：卒業生全員にアンケートを行い、学群・学類・専攻、学部・学科単位の検証を行ったうえで、分析結果を在学生に公表、反映します。

3. 授業科目レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子大学は、授業科目レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

【入学前・入学時】

- (1) 英語クラス分けテスト：必修英語については、事前に英語クラス分けテストを実施し、学力レベルに応じた授業を行います。

【在学中】

- (1) 成績評価：教員は、シラバスの記載内容に基づき、また GPA バランスを考慮しながら成績評価を行います。
- (2) 出欠状況：授業ごとに出席状況を管理します。全 15 回の出席が単位修得条件となっている授業科目もあります。
- (3) 授業評価アンケート：学生による授業評価アンケートを、原則として全科目で実施し、教育改善に役立てます。結果は、定められた方法で公表します。
- (4) 学生自己評価：各授業が選んだ DP で規定される身に付けるべき能力（学修指針）、及びシラバスに記載された到達目標について、学生自身がどの程度達成したかを自己評価し、その結果を授業改善に役立てます。
- (5) 学修ポートフォリオ：学生は学修ポートフォリオを使い学修履歴を適宜確認します。

駒沢女子大学 アセスメント・ポリシー マップ

	A 入学前・入学直後（アドミッション・ポリシーを満たしているか否か）	B 在学中（カリキュラム・ポリシーに沿った学修内容であるか否か）	C 卒業時・卒業後（ディプロマ・ポリシーを満たす人材であるか否か）
1 機関（大学） レベル	<p>(1) 入学者選抜結果：各種入学者選抜により、AP に比して弱点が無いかどうかを判定します。</p> <p>(2) 基礎学力テスト：入学後の学修のために必要な基礎学力の評価と弱点補強指導を全学規模で行います。</p>	<p>(1) 休学率：全学の休学状況、休学内容の検証と分析を年2回行い、休学率を公表します。</p> <p>(2) 退学率等：全学の退学、除籍、停学等の状況と内容を定期的に把握し、退学率等を公表します。</p> <p>(3) 学修到達度確認調査：全学 DP に掲げる能力（教養力・人間性・コミュニケーション力・社会性・専門力・判断力・技術力・実践力）の到達目標を測るために、学生は1年に一度、学修到達度確認表を用い自己評価を行い、また、担当教員は学生の自己評価結果を確認します。</p>	<p>(1) 卒業（学位授与）率：卒業（学位授与）状況に関する評価と検証を実施し公表します。</p> <p>(2) 就職率・進学率：就職・進学状況全般に関する検証と分析を実施し公表します。</p> <p>(3) 卒業年次アンケート：卒業生全員にアンケート調査を実施し、結果を検証、分析します。</p> <p>(4) 卒業後追跡アンケート：就職先の企業等に対する雇用者アンケートを適宜実施します。</p>
2 学位（教育課程） レベル	<p>(1) 入学者選抜結果：一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・学校推薦型選抜（人間総合学群・人間健康学部・看護学部）、総合型選抜（人間総合学群・人間健康学部）により、学群・各学部の AP に比して弱点が無いかどうかを判定します。</p> <p>(2) 調査書等の記載内容：人間総合学群・人間健康学部・看護学部、各 AP のなかで、数値化の難しい事項を判定する際に参照することがあります。</p> <p>(3) 学生調査票：人間総合学群・人間健康学部・看護学部学生の入学当初の学習環境を知るための参考資料とします。</p>	<p>(1) GPA：GPA を用い、学修到達度確認表に基づいた成績情報の把握と分析を行い、学群・学類・専攻、各学部・各学科の CP（教育内容・教育方法・評価方法）、及び、カリキュラムマップの適切性を評価・検証します。</p> <p>(2) 休学復学状況：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、休学復学状況、休学内容の検証と分析を年2回行います。</p> <p>(3) 退学状況等：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、退学、除籍、停学等の状況と内容の検証、分析を行います。</p> <p>(4) 単位修得状況：スチューデントプロフィール等を用い、学群・学類・専攻、学部・学科単位で、各学生の単位修得状況を学期修了毎に把握します。</p> <p>(5) 基礎学力テスト：2年次以降の学生に対して、学修のために必要な基礎学力の評価を、学群・学類・専攻、学部・学科単位で行います。</p> <p>(6) 学修到達度確認調査：学群・学類・専攻、学部・学科 DP に掲げる能力の到達目標を測るために、学生は1年に一度、学修到達度確認表を用い自己評価を行い、また、担任・アドバイザーは学生の自己評価結果を確認します。</p> <p>(7) 外部機関試験：外部機関が主催する実力認定試験等を用い、知識の修得度を測ります。</p>	<p>(1) GPA：GPA を使用して、卒業判定、本山賞、卒業生代表謝辞候補者の判定を行います。</p> <p>(2) 学位授与数：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、学位授与数を把握し、公表します。</p> <p>(3) 国家試験合格状況：人間健康学部（健康栄養学科）、看護学部（看護学科）は、国家試験合格状況を把握し、公表します。</p> <p>(4) 免許・資格等取得状況：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、各種免許、資格、検定等の取得状況を把握し、検証と分析を行います。</p> <p>(5) 卒業認定評価：学群・学類・専攻、学部・学科（学位単位）の CP で定められた評価方法、及び学修到達度確認表を使い、DP に掲げる能力が達成されているか否かを判定します。</p> <p>(6) 卒業年次アンケート：卒業生全員にアンケートを行い、学群・学類・専攻、学部・学科単位の検証を行ったうえで、分析結果を在学生に公表、反映します。</p>
3 授業科目 レベル	<p>(1) 英語クラス分けテスト：必修英語については、事前に英語クラス分けテストを実施し、学力レベルに応じた授業を行います。</p>	<p>(1) 成績評価：教員は、シラバスの記載内容に基づき、また GPA バランスを考慮しながら成績評価を行います。</p> <p>(2) 出欠状況：授業単位で出席状況を管理します。全15回の出席が単位修得条件となっている授業科目もあります。</p> <p>(3) 授業評価アンケート：学生による授業評価アンケートを、原則として全科目で実施し、教育改善に役立てます。結果は、定められた方法で公表します。</p> <p>(4) 学生自己評価：各授業が選んだ DP で規定される身に付けるべき能力（学修指針）、及びシラバスに記載された到達目標について、学生自身がどの程度達成したかを自己評価し、その結果を授業改善に役立てます。</p> <p>(5) 学修ポートフォリオ：学生は学修ポートフォリオを使い学修履歴を適宜確認します。</p>	



大学4年間の 流れ

大学4年間の履修内容の流れ

1. 単位制

- (1) 授業科目の履修は単位制をとっています。単位制とは、授業科目を履修し、所定の試験またはレポートなどによる成績評価の結果、合格することにより、各授業科目で定められている単位を修得していく制度です。
- (2) 単位の計算基準は次に示す表のとおりです。

区分	授業時間	自習時間	単位数
講義・演習	15 時間	30 時間	1 単位
	30 時間	15 時間	
実習	30～45 時間		1 単位

2. 学期制

本学の授業は、前期・後期の2期に分けて実施されます。

3. 授業科目の分類

(1) 卒業要件による分類

必修科目 卒業するために、必ずその単位を修得しなければならない科目

選択必修科目 卒業するために、定められた科目群のなかから、指定された単位を修得しなければならない科目（一部、保健師教育課程必修科目）

選択科目 各自が自由に選んで選択・履修でき、卒業に必要な単位として算定される科目

自由選択科目 保健師教育課程の学生のみしか履修できず、卒業に必要な単位として算出されない科目

(2) 科目群による分類（28 ページ「1. 卒業所要単位」参照）

教養教育科目 「人間の理解」「社会の理解」「言語と文化の理解」「情報と科学の理解」の科目群からなる。

専門基礎科目 「健康と医療」「健康の支援」の科目群からなる。

専門科目 「看護の基礎」「看護の実践」「公衆衛生看護」「看護の統合」の科目群からなる。

(3) 開講時期による分類

授業の種類

授業科目には、それぞれの科目に必要な学修期間に応じて、前期あるいは後期のみで終了する半期科目と、前期および後期を通して行われる通年科目、ある一定期間に集中して行う集中講義科目とがあります。（16 ページ「11. 授業科目履修上の注意」参照）

実施時期、期間に以下の種類があるので授業の性格を理解して受講してください。

通年科目	年間を通して履修する科目（成績評価は年に1回）
半期科目	前期または後期の半年間履修する科目（1/4期のみ開講する科目を含む） （成績評価は各学期末。ただし1/4期のみ開講する科目を除く）
集中講義科目	ある時期集中して講義が行われる科目（夏期・冬期休業期間など）

4. 卒業要件

以下の3つの要件を満たしていることが必要です。

- (1) 卒業に必要な修得単位を修得していること（学則第32条、第33条）。
- (2) 4年以上在学すること（学則第33条）。ただし、修業最低年数は4年間とし、8年を超えて在学することはできない（学則第17条、第18条）。
- (3) 所定の学費を完納していること（学則第44条）。

5. 履修の条件

履修の条件は以下のとおりです。

- (1) 段階の科目の前提条件を満たしていること（33ページ参照）。
- (2) 3年次以降の科目を履修するためには、2年次までの必修科目のすべての単位を修得済みであること。

6. 授 業

本学では、1時限の授業時間が90分となっています。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

授業を受けるときは以下のことに注意してください。

- ・遅刻、欠席をしない。
- ・授業中の私語は慎む。
- ・黙って席をはなれない。
- ・携帯電話などの電源は原則 OFF にする。

7. 出欠席と出席の重要性

単位を修得するためには1授業科目につき、定められた時間数の出席が必要になります。なお、忌引や学校感染症で授業を欠席した場合は、公欠扱いとなります。

また、出席しなければならない時間数の1/3を超える欠席をした者は、原則として単位を修得することができません。

8. 授業の欠席

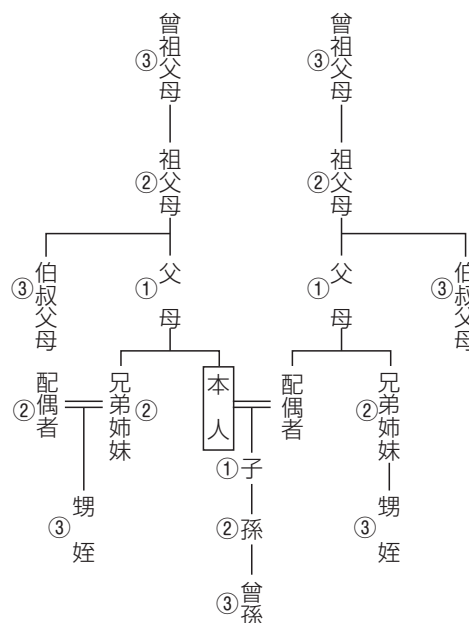
(1) 忌引（公欠扱いとなります）

近親者の死去により欠席した場合は、欠席後 1 週間以内に「欠席申告届」に会葬礼状などの書類を添付して教務課（大学館 1 階）に提出してください。

忌引の範囲は次のとおりです。

①父・母	7日
②祖父母・兄弟姉妹	4日
③おじ・おば、甥・姪など三親等以内の親族	2日

※休日、祝祭日、大学の休業日を含む連続した日数。



(2) 学校感染症（公欠扱いとなります）

学校保健安全法施行規則に定める感染症にかかった場合は、学内での感染拡大を防ぐために出席停止となります。出席停止期間の授業欠席は公欠の対象となりますので、治癒後、登校可能日から、原則 1 週間以内に、必要事項が記入された「学校感染症登校許可書」を教務課（大学館 1 階）へ提出してください。「学校感染症登校許可書」は KOMAJO ポータルよりダウンロードまたは、「学生生活ガイド」の巻末より A4 サイズにコピーして使用してください。「学校感染症登校許可書」の内容に不備があると受理できない場合があります。公欠申請手続きの詳細は、KOMAJO ポータルの掲示を確認してください。

学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条より抜粋）

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスによるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防および感染症患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザ）および新型インフルエンザ等感染症

第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3 日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、伝染性単核球症（ウイルス性肝炎）、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）など

(3) 就職活動（原則公欠扱いではありません）

就職活動のために欠席する（した）場合は、原則公欠扱いにはなりません。出欠の扱いについては科目責任者または授業担当教員へ相談してください。

(4) 臨地実習の時の欠席の取り扱いについては、臨地実習要項を参照してください。

(5) その他やむを得ない事情で欠席する（した）場合は、学生支援課へ相談してください。

9. 休 講

担当教員がやむを得ず授業を休む場合は、KOMAJO ポータル、電子掲示板、看護学部実習館掲示板、およびメールなどにより連絡します。

休講の知らせがなく、30分経過しても教員が来ない場合は、事務室（看護学部実習館1階）に連絡して指示を受けてください。

10. 補 講

補講は、休講などにより授業の十分な進捗が得られない場合に行われるもので、正規の授業です。通常は、補講期間（KOMAJO ポータルのスケジュール参照）に実施しますが、それ以外にも行われる場合があるので、つねに掲示を確認してください。

11. 授業科目履修上の注意

(1) 配当年次

本学の授業科目は、それぞれ学年配当によって履修すべき学年が記されています。これは学修を最も効果的に行えるように配慮されているためです。したがって、指定された学年までにそれらの授業科目を履修することが望ましいです。また、下級学年において上級学年の配当科目の履修は認められません。

(2) 段階の科目

段階の科目とは、前提となる科目の単位取得がその科目の履修の条件となる科目です（33ページ「5. 段階の科目の前提条件について」参照）。

(3) 選択科目における履修制限

選択科目によっては、設備や教育効果などを考慮し、1クラスあたりの履修人数が制限されている場合があるので、シラバスなどで確認してください。また、履修人数が極端に多くなった講義などにおいても履修制限を行う場合があります。履修したい科目の開講初日の授業は、必ず出席してください。

12. 成績評価

(1) 成績評価基準

履修した授業科目の成績評価は、試験（筆記試験、論文レポート、口述試験、実技試験など）により行います。

成績評価（点数）については次の表によります。

評価（点数）	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
成績評価	秀	優	良	可	不可
単位認定	合格				不合格

(2) 成績評価の通知

成績評価は成績通知書の郵送により通知します。また同時に、KOMAJO ポータルの情報も更新します。なお、成績証明書には、「不可」（59点以下）の科目は記載されません。

(3) 成績評価に関する質問および異議申し立て

成績評価に関する質問や異議申し立てを行いたい場合は、教務課（大学館1階）にある「成績評価に関する質問票」に必要事項を記入し、以下の期間内に教務課（大学館1階）に提出してください。これにより、科目担当教員に評価の内容について、確認することができます。ただし、以下の期間を超えた「成績評価に関する質問票」の提出は認められません。

前期開講科目の評価に関する「成績評価に関する質問票」

受付：再試験該当科目 KOMAJO ポータル公開日から前期の学期末まで
後期開講科目の評価に関する「成績評価に関する質問票」

受付：再試験該当科目 KOMAJO ポータル公開日から後期の学期末まで

(4) 単位修得のための必須条件

単位を修得するためには、以下の2つの条件を満たすことが必要です。

1. 出席が授業回数の2/3以上であること。
2. 履修した授業科目の成績評価が可（60点）以上であること。

(5) GPA 制度について

1. GPA（Grade Point Average）とは

GPA は、個々の学生の学修到達度をはかる指標となる数値で、5段階成績評価による科目の成績を数値化したうえで、履修した科目1単位あたりの平均点を求めたものです（注）。

本学では、このGPAにより、学生自身が現在の学修達成度を的確に把握すること、科目の履修にあたって主体的に目標を設定すること、学期の終わりにその到達度をチェックすることを目的に導入しています。

区分	成績評価	点数	Grade Point	評価内容
合格	秀	100 ~ 90 点	4	特に優れている
	優	89 ~ 80 点	3	優れている
	良	79 ~ 70 点	2	妥当と認める
	可	69 ~ 60 点	1	合格点と認める最低限度
不合格 (再履修)	不可	59 ~ 0 点	0	合格と認められない
	定期試験欠席		0	
	出席不足		0	

(注) GPA の計算式

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times \text{秀の修得単位数} + 3 \times \text{優の修得単位数} + 2 \times \text{良の修得単位数} + 1 \times \text{可の修得単位数})}{\text{総履修登録単位数 (不可の単位数を含む)}}$$

GPA の値	評価	内容
4.0 ~ 3.0	秀評価～優評価を平均的に修得	非常に優秀
2.9 ~ 2.0	優評価～良評価を平均的に修得	問題はない
1.9 ~ 1.0	良評価～可評価を平均的に修得	問題のある科目が多い
0.9 ~	不合格の割合が多い	改善のための努力が必要

2. GPA 対象科目

GPA の対象科目は、卒業所要単位となる全科目です。

3. 成績通知書および成績証明書への GPA 記載

成績通知書および成績証明書に記載される GPA は以下のとおりです。

- ①成績通知書……学期 GPA、通算 GPA、その他 (GPA 履歴) を記載
- ②成績証明書……希望者のみ、通算 GPA を記載 (GPA の算出には不合格科目を含めるが、不合格科目名称は成績証明書に記載されない)

学期 GPA とは、当該学期に評価された科目の GPA を指します。

通算 GPA とは、過去に評価された科目を含め、それまでに評価された科目の GPA を指します。

4. GPA の利用

以下のような場合に、GPA の値を利用することがあります。

- ①学生に対する個別の学習指導
- ②卒業時の成績優秀者表彰
- ③奨学金や授業料免除の選定
- ④大学院入試の選抜基準
- ⑤保健師教育課程の選抜基準

13. 試験

試験の種類は、定期試験、臨時試験、追試験、再試験に分けられます。

定期試験	各科目の全授業終了後、定期試験期間中に行われる試験
臨時試験	学期途中で行う試験
追試験	傷病、その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者に対して行う試験
再試験	定期試験で不合格となった者を対象に行う試験

(1) 受験資格

試験を受験するためには、以下の2つの条件を満たしていることが必要です。

- ①履修登録期間に、履修科目の登録をしていること。
- ②授業回数の2/3以上出席していること。

(2) 定期試験

各科目の全授業終了後に、定期試験として筆記試験、レポート提出、課題提出などを行います。

1. 定期試験期間

25ページの「定期試験実施内容と流れ」を参照してください。具体的なスケジュールについては別途、掲示などで確認してください。

2. 定期試験時間割

- ①試験時間割、試験教室などは、指定した期日に KOMAJO ポータルおよび掲示で発表します。
- ②掲示の内容は変更する場合がありますので、試験実施当日まで掲示をよく確認してください。
- ③定期試験の時間割は平常の授業時間と教室が異なるので注意してください。
- ④試験時間は原則として60分です。試験時間が90分の場合には、開始時間や終了時間が異なる場合があります。

定期試験試験時間			
1時限目	9:00 ~ 10:00	4時限目	13:20 ~ 14:20
2時限目	10:20 ~ 11:20	5時限目	14:40 ~ 15:40
3時限目	11:40 ~ 12:40	6時限目	16:00 ~ 17:00

※定期試験期間以外の日程に実施する科目の試験時間は、試験開始時間を平常の授業開始時間と同一とします（詳細は KOMAJO ポータルに掲示される試験時間割を参照）。

※90分試験の場合の試験時間は別途掲示します。

※定期試験・再試験・追試験実施期間は、時間に余裕をもって登校してください。

3. 定期試験受験についての諸注意

- ①履修登録した科目に限り、受験することができます。
- ②試験開始時間の5分前に着席し、試験監督の指示に従ってください。
- ③試験は指定された場所で受験してください。
- ④3人掛用机は、両端（真中の列は着席不可）に着席し、2人掛用机は左側のみに着席してください。
座席に指定がある場合は教室入口に掲示してある指定のとおりに着席してください。

- ⑤受験の際は、学生証を写真の面を上にして、机の上に提示してください。学生証を忘れた学生は、教務課（大学館1階）で「受験票発行願」の手続き（当日のみ有効、費用1,000円）を行い受験票の交付を受けてください。
- ⑥答案用紙は試験監督者が回収します。
- ⑦携帯電話の電源を切り、バッグにしまってください。試験中に呼び出しがあった場合、不正行為とみなす場合があります。時計機能付の携帯電話などの時計としての使用も認めません。腕時計型端末は電源を切り、バッグにしまってください。
- ⑧遅刻は試験開始時間より20分までとし、試験開始20分を経過した後は入室できません。また、遅刻にともなう試験時間の延長はしません。
- ⑨試験開始後30分を過ぎるまでは退室できません。退室する場合は静かに身支度し答案を必ず提出してください。また一度退室した学生の再入室および提出した答案の再請求は認められません。
- ⑩試験中は指定されている持込資料以外はバッグにしまってください。必要な鉛筆（シャープペンシル）・消しゴム・定規はふで箱から取り出し、ふで箱はバッグにしまってください。指定されている資料以外を机に出している場合（携帯電話を含む）は、不正行為とみなされます。
- ⑪質問などのある者は、静かに手を挙げて試験監督に知らせてください。
- ⑫学生は監督者の指示に従い、一切の私語は禁止します。教室において監督者の指示に従わない者には、直ちに退室を命じ、相応の処罰をすることがあります。
- ⑬不正行為と疑われるような行為は慎んでください。それと疑われる行為と見咎められた場合は、不正行為を行ったものと見なし、試験を無効にします。
- ⑭試験中に万一不正行為があった場合は、本学学則第40条の規定により処罰します。

4. レポート提出・課題提出

定期試験としてレポートや課題を課すことがあります。提出日・提出場所は定期試験時間割で確認してください。科目により、定期試験期間以外の期間（講義内）でレポートや課題を提出することもあります。

【定期試験期間中のレポート提出について】

- ①原則として本人提出とします。
- ②表紙をつけ、表紙にはレポートの題、科目名、担当教員氏名、学科、学年、学籍番号、氏名を記載して提出期限を厳守してください。
- ③定期試験時間内のレポート提出については、試験の時間割発表で指定する教室で行い、試験開始後30分以内とします。正当な理由がある場合を除いて、指定された教室および時間以外に提出することはできません。
- ④試験開始後30分を過ぎた場合は、試験当日に限り教務課（大学館1階）に提出することができます。ただしこの場合レポート提出遅刻者という扱いとなり、成績評価をしない場合もあります（科目担当教員の指示により、一切受理しない場合もあります）。試験当日を過ぎた場合は、正当な理由がある場合を除いて、教務課（大学館1階）では受理しません。
- ⑤他の科目の筆記試験とレポート提出の時間が重なる場合は、上記に該当せず、筆記試験を優先的に受験し、直後の休み時間に教務課（大学館1階）へ提出してください。ただし、その時間を過ぎると、④と同様、レポート提出遅刻者という扱いをし、成績評価をしない場合もあります。

【教務課（大学館1階）でのレポート提出について】

- ①表紙をつけ、表紙にはレポートの題、科目名、担当教員氏名、学科、学年、学籍番号、氏名を記載して提出期限を厳守してください。
- ②教務課（大学館1階）にある「レポート提出票」に必要な事項を記入し添えてください。
- ③本人による提出でない場合、および、郵送による提出は原則受理しません。
- ④特に記載方法を指定する場合には掲示により連絡しますので指示に従ってください。
- ⑤一度提出されたレポートはいかなる理由があっても返却しません。

【講義内でのレポート提出について】

すべて科目担当教員の指示に従い提出してください。担当教員からの指示がない場合、教務課（大学館1階）・事務室（看護学部実習館1階）では受理できませんので、注意してください。

5. 交通機関の遅延について

バスの遅延による遅刻は、いかなる場合も追試験に該当しません。鉄道の遅延にあった場合は、以下の要領で対応してください。

- ・試験教室への到着が筆記試験開始後20分（レポート提出は30分）以内の場合
直接試験教室に向かい、そのまま受験またはレポートを提出してください。
- ・試験教室への到着が筆記試験開始後20分（レポート提出は30分）を超える場合
駅などで発行する遅延証明書（必ず日付と遅延時間が明記されたもの）を、当該試験日当日中に教務課（大学館1階）に提出してください。ただし、必ずしも追試験が認められるとは限りません。少々の鉄道の遅延による遅刻や、初めから遅刻入室が想定されるようなケースの場合は、追試験には該当しませんので、試験当日は不測の事態に備えいつもより早く登校してください。

(3) 臨時試験

学期途中で行う試験です。

(4) 追試験

傷病、その他やむを得ない理由（表1）で定期試験を受験できなかった者に対して行う試験です。

ただし、授業の出席状況や試験の欠席理由によっては、申し出たすべての科目が追試験と認められるとは限りません。試験の実施方法には、定期試験に準じて、筆記試験、レポート提出、課題提出などがあります。

1. 追試験期間

25ページの「定期試験実施内容の流れ」を参照してください。

具体的なスケジュールについては、別途掲示などで確認してください。

2. 追試験時間割

試験時間割、試験教室などは教務課（大学館1階）より直接連絡します。

追試験の試験時間は定期試験と同様、原則として60分ですが、90分の場合もあります。

3. 追試験受験についての諸注意

- ①追試験受験希望者は定期試験欠席当日または翌日までに事務室（看護学部実習館1階）に電話で連絡をし、欠席後原則3日以内に「欠席届」など必要書類を教務課（大学館1階）に提出しなければなりません（表1参照）。
 ※交通機関の遅延により定期試験を欠席した場合は、当該試験日当日中に事務室（看護学部実習館1階）に申し出なければなりません。
- ②追試験は追再試験期間中に実施します。
- ③成績評価は、原則として89点以下とします。
- ④追試験を受験する場合は教務課（大学館1階）にある「追試験受験願」と「追・再試験受験票」に必要事項を記入し、願い出なければなりません。
- ⑤追試験当日は、必ず「追・再試験受験票」と学生証を持参してください（レポート・課題提出も同様）。
- ⑥定期試験期間外に実施した科目の試験・レポート提出・課題提出を欠席した場合は、追試験の対象となりません。
- ⑦必修科目の追試験は再試験と同時に実施します。
- ⑧その他は、定期試験に準じます。

(表1)

欠席理由	必要書類
傷病	「欠席届」および医師による診断書*（感染症の場合は「学校感染症登校許可書」） *該当する科目の試験日に受験できない状態であったことが明記されかつ厳封されているもの。 *感染症の場合は、出席停止となる期間を必ず明記してもらうこと。
忌引（法事は含まない）	「欠席届」および会葬礼状など 父母7日、祖父母・兄弟・姉妹4日、3親等以内の親族2日。休日、祝祭日、大学の休業日を含む連続した日数
交通機関の遅延**	「欠席届」および交通機関発行の遅延証明書* *日付と遅延時間が明記されたもの。 *バスの遅延による遅刻は、いかなる場合も追試験に該当しません。 *少々の鉄道の遅延による遅刻は原則として追試験には該当しません。

※診断書は、医師（病院）から学校指定の診断書様式を指定された場合は、KOMAJO ポータルからダウンロード、または「学生生活ガイド」の巻末より A4 サイズにコピーして使用してください。

※「学校感染症登校許可書」は、学校保健安全法施行規則に定める感染症に罹患した場合にのみ必要です。KOMAJO ポータルよりダウンロード、または「学生生活ガイド」の巻末より A4 サイズにコピーして使用してください。

※「診断書」や「学校感染症登校許可書」の内容に不備があると受理できない場合があります。

※交通機関の遅延は、状況により、必ずしも追試験が認められるとは限りません。

【追試験受験までの流れ】

- ①追試験受験希望者は、定期試験欠席当日または翌日までに事務室（看護学部実習館1階）に電話で連絡してください。
▼
- ②教務課（大学館1階）にて「欠席届」に必要事項をすべて記入し、必要書類とともに提出してください。
▼
- ③追試験に該当するか否かについて、教務課（大学館1階）より連絡します。
▼
- ④追試験当日までに「追試験受験願」と「追・再試験受験票」に必要事項を記入し、教務課（大学館1階）に提出してください。
▼
- ⑤教務課（大学館1階）の承認印が押印された「追・再試験受験票」を受け取ってください。「追・再試験受験票」は追試験当日必要です。レポート提出、課題提出の場合は、レポート、課題に添付してください。

(5) 再試験

定期試験で不合格となった者を対象に行う試験です。

1. 再試験期間

25ページの「定期試験実施内容と流れ」を参照してください。

具体的なスケジュールについては、別途掲示などで確認してください。

2. 再試験時間割

再試験該当科目確認日に試験時間割、試験教室などを掲示で発表します。

掲示の内容は変更する場合がありますので、試験実施当日まで掲示をよく確認してください。

再試験の試験時間は定期試験と同様、原則として60分ですが、90分の場合もあります。

3. 再試験受験についての諸注意

- ①再試験該当科目確認日に、再試験時間割、教室などを掲示で発表します。
- ②成績評価は、原則として60点以下とします。
- ③再試験を受験する場合は教務課（大学館1階）にある「再試験受験願」と「追・再試験受験票」に必要事項を記入し、1科目1,000円の再試験料を添えて願出しなければなりません。支払いは証明書発行機で行ってください。
- ④定期試験時間外に実施した試験を欠席したり、レポートや課題を提出しなかった場合は、再試験の対象となりません。
- ⑤その他は、定期試験に準じます。

【再試験受験までの流れ】

- ① 8月下旬および2月中旬に行われる再試験該当科目確認日で再試験に該当した者は、必要事項を記入した「再試験受験願」および「追・再試験受験票」と、証明書発行機で1科目1,000円を入金した「申込書」をあわせて教務課（大学館1階）に提出してください。



- ② 教務課（大学館1階）の承認印が押印された「追・再試験受験票」を受け取ってください。「追・再試験受験票」は再試験当日必要です。レポート提出、課題提出の場合は、レポート、課題に添付してください。

(6) 不正行為

試験時に万一不正行為があった場合は、本学学則第40条の規定により処分を行うとともに、教務上の措置をとります。

(7) 鉄道など運行停止時の定期試験取り扱いについて

交通機関のストライキ（事故・車両故障などは対象としない）、または気象庁より台風、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪などの気象警報が発表された場合は、定期試験時間帯の変更または日程の変更を行うことがあります。変更内容は KOMAJO ポータルにて掲示しますので最終確定情報が掲示されるまでは都度、確認してください。

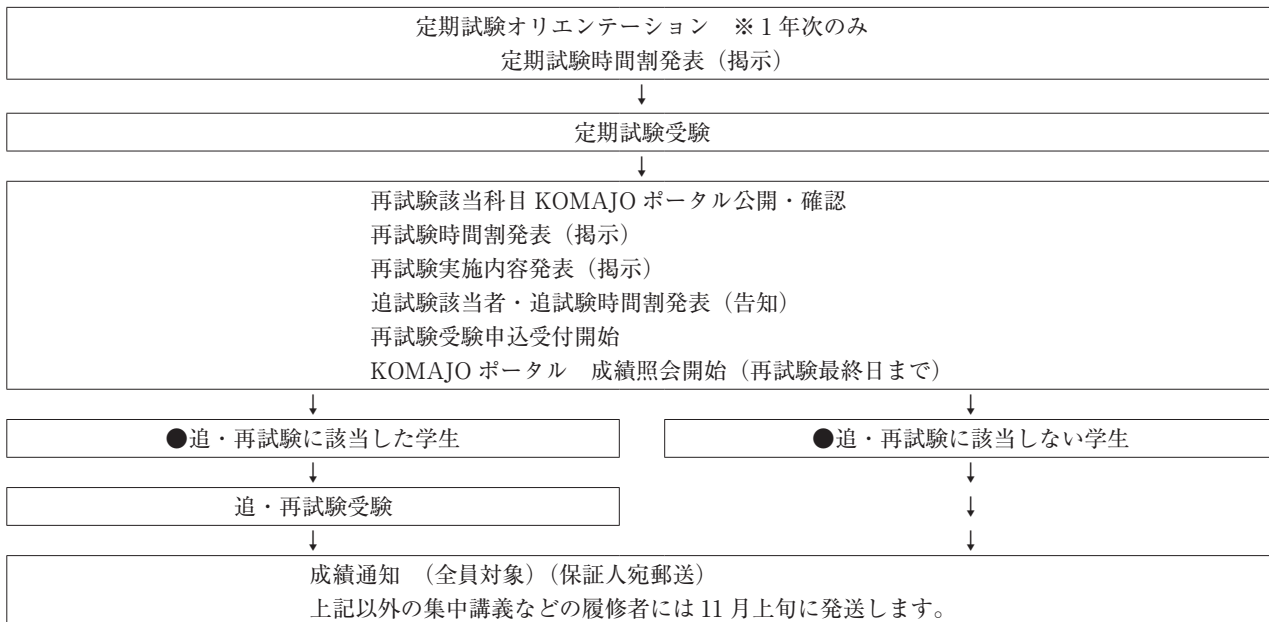
定期試験実施内容と流れ（看護学部）

※定期試験実施内容に追加・変更などが生じることがあります。

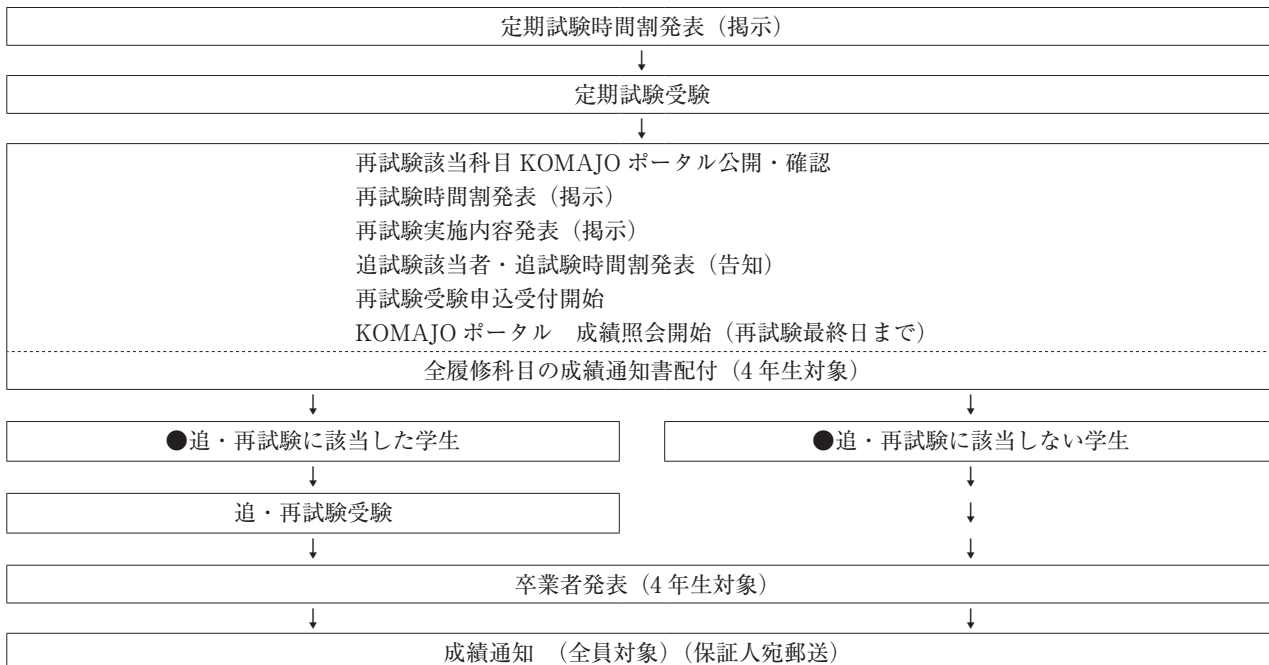
関連する掲示などに十分注意して間違いのないよう受験してください。

※具体的なスケジュールなどは別途、掲示などで周知します。

前期定期試験に関するスケジュール



後期定期試験に関するスケジュール



14. 再履修

- (1) 試験において不合格となった科目は再履修することができます。
- (2) 再履修科目の出席、試験などはすべて新規履修科目と同様です。
- (3) 再履修の必修科目と新規履修の科目が同時に開講される場合、原則として再履修の必修科目を優先して履修してください。

15. 科目等履修生

駒沢女子大学 科目等履修生規程に準じます。



履修の流れ

履修の流れ

1. 卒業所要単位

卒業要件を満たすためには、定められた期間内に以下の一覧表による単位を修得しなければなりません。

看護学部看護学科 2024 年度入学者（1～4 年次）

【卒業要件】

- 1) 教養教育科目において必修 10 単位を含む 18 単位以上を履修すること
- 2) 専門基礎科目では必修 26 単位を含む 30 単位以上を履修すること
- 3) 専門科目では必修 72 単位を含む 78 単位以上を履修すること

授業科目群		必修	選択	小計	合計
教養教育科目	人間の理解	4 単位	4 単位以上	必修 10 単位 選択 8 単位 以上	126 単位 以上
	社会の理解	—			
	言語と文化の理解	4 単位	2 単位以上		
	情報と科学の理解	2 単位	2 単位以上		
専門基礎科目	健康と医療	19 単位	4 単位以上	必修 26 単位 選択 4 単位 以上	
	健康の支援	7 単位			
専門科目	看護の基礎	16 単位	—	必修 72 単位 選択 6 単位 以上	
	看護の実践	42 単位	6 単位以上		
	公衆衛生看護	3 単位			
	看護の統合	11 単位			
他専攻・他学類・他学群・他学科・他学部・他大学科目		—	—	—	

●看護学部においては、1 学年において履修できる単位数は、48 単位以下とします。

卒業までの学び

4年次	後期								＜選択＞ 国際看護学* 看護学総合実習 ＜必修＞ ※通年 公衆衛生看護学実習* ＜必修＞ 看護学総合実習	＜必修＞ ※通年 看護研究Ⅱ
	前期								＜選択＞ 外産看護論 救急看護学 ＜必修＞ 公衆衛生看護学 ＜必修＞ 公衆衛生看護学実習* ＜必修＞ 公衆衛生看護学 ＜必修＞ 公衆衛生看護学実習*	
3年次	後期								＜必修＞ 母性看護学実習 小児看護学実習Ⅰ(急性期) 成人看護学実習Ⅰ(慢性期) 成人看護学実習Ⅱ 老年看護学実習Ⅱ 精神看護学実習 地域在宅看護学実習	＜必修＞ ※後期集中 看護研究Ⅰ
	前期							＜選択＞ 線形代数 リハビリテーション看護論 ＜必修＞ 母性看護学方法論 小児看護学方法論Ⅱ(慢性期) 成人看護学方法論 精神看護学方法論 地域在宅看護学方法論	＜選択＞ 保健医療福祉活動Ⅰ(対象別)* 公衆衛生看護学概論 多職種連携論	
2年次	後期								＜選択＞ 精神看護学概論 地域包括ケア概論 成人看護学方法論Ⅰ(急性期)	＜必修＞ ヘルスプロモーション活動論
	前期							＜必修＞ 基礎看護学実習Ⅱ ＜必修＞ 基礎看護学方法Ⅱ(6477745/51) 基礎看護学方法Ⅲ(診療の援助技術) 看護過程の基礎	＜必修＞ 老年看護学実習Ⅰ ＜必修＞ 母性看護学概論 小児看護学概論 成人看護学概論 老年看護学方法論	
1年次	後期							＜選択＞ 法・日本国憲法* 看護学 行動科学 人権論	＜選択＞ 統計学* 人間工学 ＜必修＞ 基礎ゼミⅡ	
	前期							＜必修＞ 言語表現法Ⅰ 英語Ⅰ(ライティング)	＜必修＞ 医療概論 ＜必修＞ 人体の構造と機能Ⅰ 人体の構造と機能Ⅱ 生化学 感染制御学	
カリキュラム の 卒業要件	人間の理解	社会の理解	言語と文化の理解	情報と科学の理解	健康と医療	健康の支援	看護の基礎	看護の実践	公衆衛生看護学	看護の統合
	教養教育科目 必修16単位/選択2単位以上		専門基礎科目 必修29単位/選択1単位以上		専門科目 必修87単位以上		必修132単位以上(必修科目:132単位+選択科目:3単位以上)			
卒業要件		卒業要件、看護師国家試験受験資格要件		卒業要件、看護師国家試験受験資格要件		卒業要件、看護師国家試験受験資格要件		卒業要件、看護師国家試験受験資格要件		

*:保健師教育課程の必修選択科目

2. 取得可能な資格

本学看護学部看護学科で取得できる資格は次のとおりです。

1) 看護師国家試験受験資格

本学科の卒業要件 126 単位を修得することにより、看護師国家試験を受験することができます。

2) 保健師国家試験受験資格（選択）

本学科の卒業要件 126 単位を満たし、かつ所定の科目の履修を含め、135 単位を修得することにより、保健師国家試験を受験することができます。

※看護師国家試験受験資格要件および、保健師国家試験受験資格要件の詳細については、28 ページの「卒業所要単位」および 36～39 ページの別表 1-①・②を確認してください。

【保健師国家試験受験資格要件】

- 1) 教養教育科目において必修 16 単位を含む 18 単位以上を履修すること
- 2) 専門基礎科目では必修 29 単位を含む 30 単位以上を履修すること
- 3) 専門科目では必修 87 単位以上を履修すること

授業科目群		必修	選択	小計	合計
教養教育科目	人間の理解	6 単位	—	必修 16 単位 選択 2 単位 以上	135 単位 以上
	社会の理解	2 単位	—		
	言語と文化の理解	4 単位	2 単位以上		
	情報と科学の理解	4 単位	—		
専門基礎科目	健康と医療	19 単位	1 単位以上	必修 29 単位 選択 1 単位 以上	
	健康の支援	10 単位			
専門科目	看護の基礎	16 単位	—	必修 87 単位 以上	
	看護の実践	42 単位			
	公衆衛生看護	16 単位			
	看護の統合	13 単位			
他専攻・他学類・他学群・他学科・他学部・他大学科目		—	—	—	

●看護学部においては、1 学年において履修できる単位数は、48 単位以下とします。

3) 社会福祉主事任用資格

社会福祉主事は、社会福祉法第 18 条および第 19 条においてその資格が定義づけられている任用資格です。必要な単位をすべて修得し卒業要件を満たした場合に、卒業と同時に任用の資格を得ることができます。

本学科の学生が社会福祉主事の任用の資格を得るためには、31 ページの「指定科目」から 3 科目以上修得することが必要です。

注) 基礎看護方法Ⅰ（生活行動の援助技術）・基礎看護方法Ⅱ（ヘルスアセスメント）・基礎看護方法Ⅲ（診療の援助技術）は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲすべてを修得して 1 科目修得したことになるので、注意すること。

「社会福祉主事任用資格」に関する厚生労働大臣指定科目一覧

	指定科目名称	看護学部開講科目		指定科目名称	看護学部開講科目
1	社会福祉概論	社会福祉学	18	法学	
2	社会福祉事業史		19	民法	
3	社会福祉援助技術論		20	行政法	
4	社会福祉調査論		21	経済学	
5	社会福祉施設経営論		22	社会政策	
6	社会福祉行政論		23	経済政策	
7	社会保障論		24	心理学	心理学
8	公的扶助論		25	社会学	社会学
9	児童福祉論		26	教育学	教育学
10	家庭福祉論		27	倫理学	
11	保育理論		28	公衆衛生学	公衆衛生学
12	身体障害者福祉論		29	医学一般	
13	知的障害者福祉論		30	リハビリテーション論	
14	精神障害者保健福祉論		31	看護学	看護学概論、基礎看護方法Ⅰ（生活行動の援助技術）、基礎看護方法Ⅱ（ヘルスアセスメント）、基礎看護方法Ⅲ（診療の援助技術）
15	老人福祉論		32	介護概論	
16	医療社会事業論		33	栄養学	栄養学
17	地域福祉論		34	家政学	

（注意）任用資格とは、公務員や企業で採用されたのち、特定の業務に任用されるときに必要な資格で、任用されて初めてその資格を名乗ることができます。したがって、本学の卒業によって自動的に得られる資格ではありません。

社会福祉主事任用資格を示す証明書は発行していません。厚生労働省のホームページに記載のとおり「社会福祉主事任用資格」の証明については、修得済みの科目が記載された成績証明書により証明することができます。

3. 保健師教育課程について

1. 選択必修科目

保健師教育課程における選択必修科目は次のとおりです。なお、保健師教育課程の選抜試験受験を希望する学生は1～3年次前期までに配当される選択必修科目を必ず履修してください。

《保健師教育課程に関する選択必修科目》

[1年次]	
スポーツ科学	2単位
法学・日本国憲法	2単位
情報処理	1単位
統計学	1単位

[2年次]	
健康教育学	1単位

[3年次]	
疫学（保健統計Ⅱ）	2単位
保健医療福祉行政論	2単位
公衆衛生看護活動論Ⅰ（対象別）	2単位
公衆衛生看護活動論Ⅱ（応用）	2単位
家族看護学	1単位

[4年次]	
公衆衛生看護方法論	2単位
公衆衛生看護管理論	1単位
公衆衛生看護学実習	4単位
国際看護学	1単位

2. 保健師教育課程の定員数、選抜の方法

1) 定員数

10名

2) 選抜時期

3年次前期

3) 選抜を受けるための条件

(1) GPA2.0以上であること。

(2) 3年次前期までに開講されたすべての必修科目および保健師教育課程に関する選択必修科目の単位を修得済みないし修得見込みであること。

4) 選抜内容

(1) 成績

(2) 小論文

(3) 面接

5) 学生への周知方法

(1) 入学時に保健師教育課程および選抜時期を説明する。

(2) 2年次の履修ガイダンスで保健師教育課程および選抜時期を説明する。

(3) 3年次4月のガイダンスで保健師教育課程の選抜に関する詳細を口頭ならびに掲示で周知する。

6) 留意事項

保健師教育課程実習は、各年度の実習生人数が定員制のため、保健師教育課程選抜試験の受験機会および、選抜後の履修について次のとおりとします。

(1) 保健師教育課程選抜試験は、試験実施年の3年次生のみが受験できる。在学中に複数回の受験は認めない。

(2) 保健師教育課程では、3年次後期以降の各科目の開講年次に必ず単位修得が必要であり、修得できなかった場合は保健師教育課程学生としての権利を失う。

3. 履修費

保健師教育課程の履修費として、別に定めるところにより、4年次に5万円を徴収する。

4. 保健師免許取得後、申請により取得できる免許

保健師国家試験に合格した後に、申請できる資格は次のとおりです。

養護教諭二種免許

第一種衛生管理者

4. 看護学部における配当年次の考え方

本学の授業科目は、それぞれ学年配当によって履修すべき学年が記されています。これは学修を最も効果的に行えるように配慮しているためです。科目によっては前提条件を設定しており（33ページ「5. 段階の科目の前提条件について」を参照）、さらに3年次以降の科目を履修するためには、2年次までの必修科目のすべての単位を修得済みでなければなりません（14ページ「5. 履修の条件」を参照）。したがって、指定された学年までにそれらの授業科目を履修し単位を修得しておくことが必要です。

なお、下級学年において上級学年の配当科目の履修は認められません。

5. 段階の科目の前提条件について

前提条件を有する科目は次のとおりです。条件を満たしていなければ当該科目は履修できず、卒業が延期になります。

なお、3年次以降の科目を履修するためには、2年次までの必修科目のすべての単位を修得済みであることが必要です。

配当年次	段階の科目	前提条件
1年次	基礎看護学実習Ⅰ	「看護学概論」の単位を修得済みであり、「基礎看護方法Ⅰ（生活行動の援助技術）」の単位を修得見込みであること
2年次	基礎看護学実習Ⅱ	「基礎看護方法Ⅰ（生活行動の援助技術）」「基礎看護学実習Ⅰ」の単位を修得済みであり、「基礎看護方法Ⅱ（ヘルスアセスメント）」「基礎看護方法Ⅲ（診療の援助技術）」「看護過程の基礎」の単位を修得見込みであること
	老年看護学実習Ⅰ	「老年看護学概論」の単位を修得済みであること
	成人看護学方法論Ⅰ（急性期）	「基礎看護方法Ⅰ（生活行動の援助技術）」「基礎看護方法Ⅱ（ヘルスアセスメント）」「基礎看護方法Ⅲ（診療の援助技術）」「成人看護学概論」の単位を修得済みであること
3年次	母性看護学実習 小児看護学実習 成人看護学実習Ⅰ（急性期） 成人看護学実習Ⅱ（慢性期） 老年看護学実習Ⅱ 精神看護学実習 地域・在宅看護学実習	3年前期までの必修科目のすべての単位を修得済みであること
4年次	看護研究Ⅱ	「看護研究Ⅰ」の単位を修得済みであること
	看護学統合実習	すべての領域別看護学実習科目（母性看護学実習、小児看護学実習、成人看護学実習Ⅰ（急性期）、成人看護学実習Ⅱ（慢性期）、老年看護学実習Ⅱ、精神看護学実習、地域・在宅看護学実習）の単位を原則、修得済みであること

※「修得見込み」とは以下の2つの条件をいずれも満たしていることです。

- ・履修登録をしている。
- ・出席が授業回数の2/3以上である。

6. 臨地実習の履修と単位の認定について

1) 履修

実習は、学習を積み重ねて単位を取得するように位置づけられています。したがって、各実習に至るまでの指定された科目を履修し、必要な単位を取得した上で実習に臨むことが必要です。評価、出席については、「臨地実習要項」に記載します。また、共通要項および、各科目の実習ごとに要項を配布します。

2) 単位認定の条件

単位の認定は、当該実習科目の科目責任者が行います。

- (1) 当該実習科目において所定の時間数の2/3以上出席していること。
- (2) 当該実習科目の評価基準を満たしていること。

3) 出席時間数不足時の対応

大学の定める公欠、または診断書によって感染症・疾病・傷害などが証明された事由によって出席時間数が不足した場合、補習実習、または追実習として対応することがあります。

- (1) 補習実習は、大学の定める公欠または感染症・疾病・傷害などによる診断書の提出があり、当該実習科目の出席日数3分の2に満たなかった場合、その年度内に欠席日数を補う実習です。ただし、1回限りの実施とし、その実習期間に何らかの理由で出席できない事態が生じても再度行うことはしません。
- (2) 追実習とは、大学の定める公欠または感染症・疾病・傷害などによる診断書の提出があり、当該実習科目が履修できなかった場合、その年度内に改めて行う実習です。ただし、1回限りの実施とし、その実習期間に何らかの理由で出席できない事態が生じても再度行うことはしません。
- (3) 公衆衛生看護学実習については、原則、補習実習、追実習の対応をとることができません。

7. 授業科目履修の手続き

1) 教務オリエンテーション

単位修得に関するオリエンテーションは各学年の始めに行います。オリエンテーションは学年別に行い、履修方法や登録手続きなどについて具体的な説明をしますので、必ず出席してください。

2) 履修科目の登録

- (1) その年度に履修しようとする授業科目のすべてについて、年2回前期・後期の「履修登録期間」内に、KOMAJO ポータルで履修科目の登録をしてください。そして、登録した内容が正しく表示されているか履修確認（履修確定科目公開）日に KOMAJO ポータルで確認してください。
- (2) 履修登録をしていない授業科目は受講することも試験を受験することもできません。
- (3) 同一時間内に2教科以上の授業科目を履修することはできません。
- (4) 一度単位を修得した授業科目を再び履修することはできません。
- (5) 単位を修得することができなかった必修科目は、次年度以降単位が修得できるまで、再度履修（再履修）する必要があります。

3) 履修科目の変更

定められた「履修登録確認期間」に履修科目を変更することができます。登録がもれていた科目を追加したり、登録の必要がなかった科目を削除することができます。

4) 履修科目の取り消し

原則として、定められた「履修登録確認期間」以外に、一度登録した科目を取り消すことはできません。履修登録のみ行い、授業に出席しない場合は、半期ごとに郵送される「成績通知書」に「不可」が表示されます。ただし「成績証明書」には、「不可」となった科目は掲載されません。

別表1-① 看護学部看護学科 卒業要件にかかる科目一覧及び看護師国家試験受験資格に関する科目

2024年度入学者用

区分	授業科目	授業形態	配当年次	単位数			1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	
				必修	選択	自由			
教養	人間の理解	仏教学Ⅰ	講義	1前	2			必修4単位 選択4単位 以上 を履修	必修10単位 選択8単位 以上 を履修
		哲学	講義	1前	1				
		生命倫理学	講義	1後	1				
		スポーツ科学	講義	1前		2			
		心理学	講義	1前		1			
		文化人類学	講義	1後		1			
		文学	講義	1前		1			
	社会の理解	仏教学Ⅱ	講義	1後		1			
		芸術論	講義	1後		1			
		社会学	講義	1前		1			
		生活科学	講義	1前		1			
		法学・日本国憲法	講義	1後		2			
		教育学	講義	1後		1			
		行動科学	講義	1後		1			
育	言語と文化の理解	人権論	講義	1後		1			
		言語表現法Ⅰ	演習	1前	2				
		英語Ⅰ(リーディング)	演習	1前	1				
		英語Ⅱ(ライティング)	演習	1後	1				
		言語表現法Ⅱ	演習	1後		1			
		英語Ⅲ(リスニング)	演習	2前		1			
		スペイン語	演習	2前		1			
		韓国語	演習	2前		1			
		英語Ⅳ(英会話)	演習	2後		1			
		ドイツ語	演習	2後		1			
目	情報と科学の理解	中国語	演習	2後		1			
		基礎ゼミⅠ	演習	1前	1				
		基礎ゼミⅡ	演習	1後	1				
		情報処理	演習	1前		1			
		基礎科学	講義	1前		1			
		統計学	講義	1後		1			
人間工学	講義	1後		1					
小 計 (教養教育科目)								18単位	
専門基礎	健康と医療	人体の構造と機能Ⅰ	講義	1前	2			必修26単位 選択4単位 以上 を履修	
		人体の構造と機能Ⅱ	講義	1後	2				
		生化学	講義	1前	1				
		感染防御学	演習	1前	1				
		栄養学	講義	1後	2				
		薬理学	講義	1後	1				
		病態生理学	講義	1後	1				
		疾病と治療Ⅰ(内科総論・全身疾患)	講義	1後	2				
		疾病と治療Ⅱ(外科総論・臓器別疾患)	講義	2前	2				
		疾病と治療Ⅲ(運動神経感覚器疾患)	講義	2後	2				
		疾病と治療Ⅳ(母性・小児)	講義	2後	2				
		疾病と治療Ⅴ(精神)	講義	2後	1				
		医療概論	講義	1前		1			
	健康の支援	生涯発達学	講義	1前	1				
		人間関係論	演習	1後	1				
		看護関係法規	講義	2前	1				
		公衆衛生学	講義	2後	1				
		社会福祉学	講義	2後	1				
		疫学(保健統計Ⅰ)	演習	2後	2				
疫学(保健統計Ⅱ)	講義	3前		2					
セクシュアリティ論	講義	1後		1					
臨床心理学	講義	2前		1					
健康教育学	講義	2後		1					
小 計 (専門基礎科目)								30単位	

区分	授業科目	授業形態	配当年次	単位数			1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	
				必修	選択	自由			
専門科	看護の基礎	看護学概論	講義	1前	2			15	必修16単位を履修
		看護理論	講義	1後	1			15	
		基礎看護方法Ⅰ(生活行動の援助技術)	演習	1後	2			30	
		基礎看護方法Ⅱ(ヘルスアセスメント)	演習	2前	2			15	
		基礎看護方法Ⅲ(診療の援助技術)	演習	2前	2			23	
		看護過程の基礎	演習	2前	2			23	
		地域ふれあい実習	実習	1前	2			30	
		基礎看護学実習Ⅰ	実習	1後	1			45	
	基礎看護学実習Ⅱ	実習	2前	2			45	必修56単位 選択6単位以上を履修	
	地域・在宅看護学概論	講義	1前	2			15		
	地域包括ケア概論	講義	2後	1			15		
	地域・在宅看護学方法論	演習	3前	2			23		
	地域・在宅看護学実習	実習	3後	2			45		
	成人看護学概論	講義	2前	2			15		
	成人看護学方法論Ⅰ(急性期)	演習	2後	2			30		
	成人看護学方法論Ⅱ(慢性期)	演習	3前	2			23		
	成人看護学実習Ⅰ(急性期)	実習	3後	2			45		
	成人看護学実習Ⅱ(慢性期)	実習	3後	2			45		
	老年看護学概論	講義	1後	2			15		
	老年看護学方法論	演習	2前	2			23		
	老年看護学実習Ⅰ	実習	2前	1			45		
	老年看護学実習Ⅱ	実習	3後	2			45		
	小児看護学概論	講義	2前	2			15		
	小児看護学方法論	演習	3前	2			23		
	小児看護学実習	実習	3後	2			45		
	母性看護学概論	講義	2前	2			15		
	母性看護学方法論	演習	3前	2			23		
	母性看護学実習	実習	3後	2			45		
	精神看護学概論	講義	2後	2			15		
	精神看護学方法論	演習	3前	2			23		
	精神看護学実習	実習	3後	2			45		
	緩和ケア論	講義	3前		1		15		
	リハビリテーション看護論	講義	3前		1		15		
	外来看護論	講義	4前		1		15		
	救急看護学	講義	4前		1		15		
	公衆衛生看護	公衆衛生看護学概論	講義	2前	1			15	
		ヘルスプロモーション活動論	講義	2後	2			15	
		保健医療福祉行政論	講義	3前		2		15	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ(対象別)	講義	3前		2		15	
		公衆衛生看護方法論	演習	4前			2	23	
		公衆衛生看護活動論Ⅱ(応用)	講義	3後集中			2	15	
		公衆衛生看護管理論	講義	4前			1	15	
公衆衛生看護学実習		実習	4通			4	45		
看護の統合	医療安全学	講義	1後	1			15		
	多職種連携論	講義	3前	1			15		
	看護研究Ⅰ	講義	3後集中	1			15		
	看護研究Ⅱ	演習	4通	2			23		
	看護管理学	講義	4前	1			15		
	災害看護学	講義	4後	1			15		
	総合看護演習	演習	4後	1			30		
	看護学統合実習	実習	4前	3			30		
	家族看護学	講義	3前		1		15		
	国際看護学	講義	4後		1		15		
	看護教育学	講義	4後		1		15		
小計(専門科目)							78単位		
合計(卒業要件)							126単位		

必修72単位
選択6単位以上を履修

別表1-② 保健師国家試験受験資格に関する科目

2024年度入学者用

区分	授業科目	授業形態	配当年次	単位数			1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件		
				必修	選択	自由				
教養	人間の理解	仏教学Ⅰ	講義	1前	2			15	必修6単位以上を履修	
		哲学	講義	1前	1			15		
		生命倫理学	講義	1後	1			15		
		スポーツ科学	講義	1前	2			15		
		心理学	講義	1前		1		15		
		文化人類学	講義	1後		1		15		
		文学	講義	1前		1		15		
		仏教学Ⅱ	講義	1後		1		15		
	社会の理解	社会学	講義	1前		1		15		必修2単位以上を履修
		生活科学	講義	1前		1		15		
		法学・日本国憲法	講義	1後	2			15		
		教育学	講義	1後		1		15		
		行動科学	講義	1後		1		15		
		人権論	講義	1後		1		15		
	言語と文化の理解	言語表現法Ⅰ	演習	1前	2			15		必修4単位 選択2単位以上を履修
		英語Ⅰ(リーディング)	演習	1前	1			30		
英語Ⅱ(ライティング)		演習	1後	1			30			
言語表現法Ⅱ		演習	1後		1		15			
英語Ⅲ(リスニング)		演習	2前		1		30			
スペイン語		演習	2前		1		30			
韓国語		演習	2前		1		30			
英語Ⅳ(英会話)		演習	2後		1		30			
ドイツ語		演習	2後		1		30			
中国語		演習	2後		1		30			
情報と科学の理解	基礎ゼミⅠ	演習	1前	1			30	必修4単位以上を履修		
	基礎ゼミⅡ	演習	1後	1			30			
	情報処理	演習	1前	1			30			
	基礎科学	講義	1前		1		15			
	統計学	講義	1後	1			15			
	人間工学	講義	1後		1		15			
小計(教養教育科目)								18単位		
専門基礎	健康と医療	人体の構造と機能Ⅰ	講義	1前	2			15	必修29単位 選択1単位以上を履修	
		人体の構造と機能Ⅱ	講義	1後	2			15		
		生化学	講義	1前	1			15		
		感染防御学	演習	1前	1			30		
		栄養学	講義	1後	2			15		
		薬理学	講義	1後	1			15		
		病態生理学	講義	1後	1			30		
		疾病と治療Ⅰ(内科総論・全身疾患)	講義	1後	2			15		
		疾病と治療Ⅱ(外科総論・臓器別疾患)	講義	2前	2			15		
		疾病と治療Ⅲ(運動神経感覚器疾患)	講義	2後	2			15		
		疾病と治療Ⅳ(母性・小児)	講義	2後	2			15		
		疾病と治療Ⅴ(精神)	講義	2後	1			15		
		医療概論	講義	1前		1		15		
	健康の支援	生涯発達学	講義	1前	1			15		
		人間関係論	演習	1後	1			30		
		看護関係法規	講義	2前	1			15		
		公衆衛生学	講義	2後	1			15		
		社会福祉学	講義	2後	1			15		
		疫学(保健統計Ⅰ)	演習	2後	2			15		
		疫学(保健統計Ⅱ)	講義	3前	2			15		
セクシュアリティ論	講義	1後		1		15				
臨床心理学	講義	2前		1		15				
健康教育学	講義	2後	1			15				
小計(専門基礎科目)								30単位		

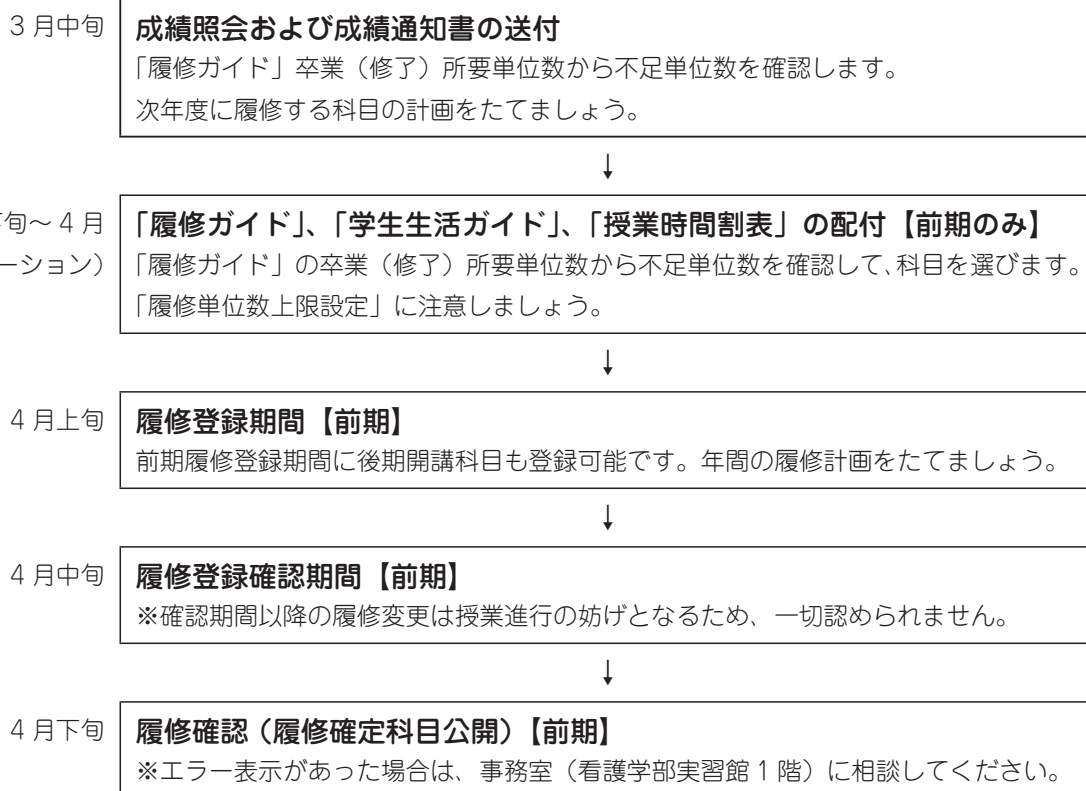
区分	授業科目	授業形態	配当年次	単位数			1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件
				必修	選択	自由		
専門科	看護の基礎	看護学概論	講義	1前	2		15	必修87単位 以上 を履修
		看護理論	講義	1後	1		15	
		基礎看護方法Ⅰ(生活行動の援助技術)	演習	1後	2		30	
		基礎看護方法Ⅱ(ヘルスアセスメント)	演習	2前	2		15	
		基礎看護方法Ⅲ(診療の援助技術)	演習	2前	2		23	
		看護過程の基礎	演習	2前	2		23	
		地域ふれあい実習	実習	1前	2		30	
		基礎看護学実習Ⅰ	実習	1後	1		45	
		基礎看護学実習Ⅱ	実習	2前	2		45	
	看護の実践	地域・在宅看護学概論	講義	1前	2		15	
		地域包括ケア概論	講義	2後	1		15	
		地域・在宅看護学方法論	演習	3前	2		23	
		地域・在宅看護学実習	実習	3後	2		45	
		成人看護学概論	講義	2前	2		15	
		成人看護学方法論Ⅰ(急性期)	演習	2後	2		30	
		成人看護学方法論Ⅱ(慢性期)	演習	3前	2		23	
		成人看護学実習Ⅰ(急性期)	実習	3後	2		45	
		成人看護学実習Ⅱ(慢性期)	実習	3後	2		45	
		老年看護学概論	講義	1後	2		15	
		老年看護学方法論	演習	2前	2		23	
		老年看護学実習Ⅰ	実習	2前	1		45	
		老年看護学実習Ⅱ	実習	3後	2		45	
		小児看護学概論	講義	2前	2		15	
		小児看護学方法論	演習	3前	2		23	
		小児看護学実習	実習	3後	2		45	
		母性看護学概論	講義	2前	2		15	
		母性看護学方法論	演習	3前	2		23	
		母性看護学実習	実習	3後	2		45	
		精神看護学概論	講義	2後	2		15	
		精神看護学方法論	演習	3前	2		23	
	精神看護学実習	実習	3後	2		45		
	緩和ケア論	緩和ケア論	講義	3前		1	15	
		リハビリテーション看護論	講義	3前		1	15	
		外来看護論	講義	4前		1	15	
		救急看護学	講義	4前		1	15	
		公衆衛生看護	公衆衛生看護学概論	講義	2前	1		
	ヘルスプロモーション活動論	講義	2後	2		15		
	保健医療福祉行政論	講義	3前	2		15		
	公衆衛生看護活動論Ⅰ(対象別)	講義	3前	2		15		
	公衆衛生看護方法論	演習	4前	2		23		
	公衆衛生看護活動論Ⅱ(応用)	講義	3後集中	2		15		
	公衆衛生看護管理論	講義	4前	1		15		
公衆衛生看護学実習	実習	4通	4		45			
看護の統合	医療安全学	講義	1後	1		15		
	多職種連携論	講義	3前	1		15		
	看護研究Ⅰ	講義	3後集中	1		15		
	看護研究Ⅱ	演習	4通	2		23		
	看護管理学	講義	4前	1		15		
	災害看護学	講義	4後	1		15		
	総合看護演習	演習	4後	1		30		
	看護学統合実習	実習	4前	3		30		
	家族看護学	講義	3前	1		15		
	国際看護学	講義	4後	1		15		
	看護教育学	講義	4後		1	15		
小計 (専門科目)							87単位	
合計 (卒業要件)							135単位	

履修登録の流れについて

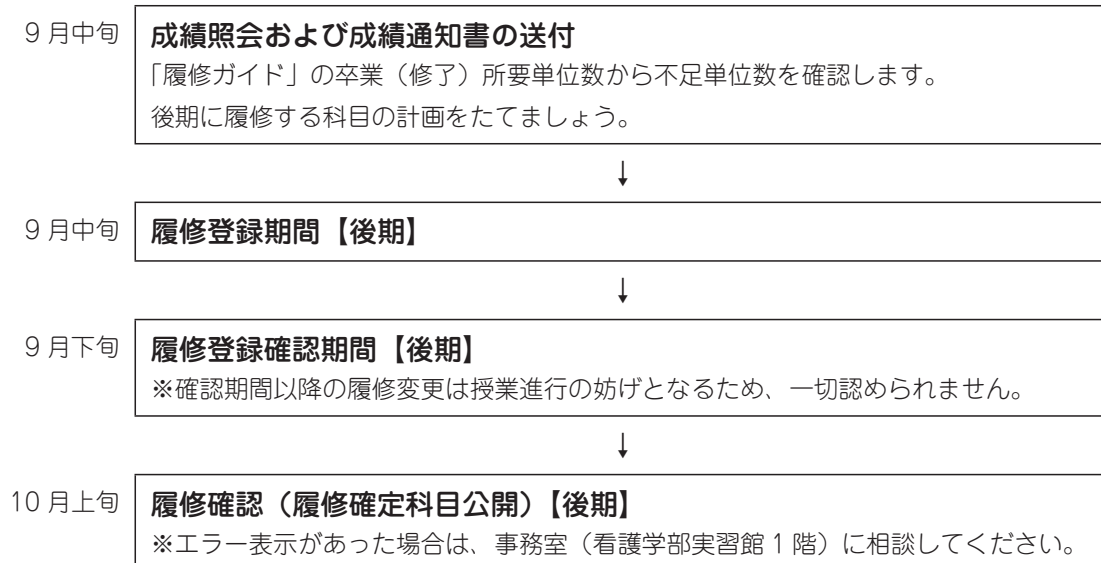
履修登録とは受講科目を各自が登録・決定することをいいます。

KOMAJO ポータルから履修登録しますので操作方法などは KOMAJO ポータルの「学生操作マニュアル」を参照してください。

【前期】履修登録スケジュール



【後期】履修登録スケジュール



8. シラバスについて

シラバスは KOMAJO ポータルで確認することができます。

① 科目分類

科目分類は、各科目の概要を 8 桁の数字で示したものです。

① ② ③ - ④ ⑤ ⑥ - ⑦ ⑧

① 10000000 の位【学部】

- 1 人間総合学群
- 2 人間健康学部
- 3 看護学部
- 4 大学院人文科学研究科

② 1000000 の位【学類・学科】

- 0 学類・学科にかかわらない（注：人間総合学群教養科目・大学院）
- 1 人間文化学類／健康栄養学科／看護学科
- 2 観光文化学類
- 3 心理学類
- 4 住空間デザイン学類

③ 100000 の位【専攻・コース】

- 0 専攻・コースにかかわらない
- 1 日本文化専攻／コース A（住空間）／仏教文化専攻
- 2 人間関係専攻／コース B（住空間）／臨床心理学専攻
- 3 英語コミュニケーション専攻

（ハイフン）

④ 10000 の位【種別】

- 1 教養教育科目
- 2 専門基礎科目
- 3 専門教育科目（注：人間総合）／専門科目（注：人間健康・看護。人間健康の「臨床心理関連科目」も）
- 4 資格科目（卒業所要単位に含まれない）
- 5 その他の科目（注：現状で実際には該当科目はない）

⑤ 1000 の位【必・選】（卒業所要単位）

- 1 必修科目
- 2 選択必修科目
- 3 選択科目

⑥ 100 の位【資格】

- 0 資格取得にはかかわらない
- 1 何らかの資格取得に関わる

（ハイフン）

⑦ 10 の位【区分】

- 1 講義
- 2 演習・実習・実技（注：人間総合）／演習・実習・実験（注：人間健康）／演習（注：看護・大学院）
- 3 実習・実験（注：人間健康）／実習（注：看護学部・大学院）

⑧ 1 の位【段階】

- 1 1 年次から履修可能
- 2 2 年次から履修可能
- 3 3 年次から履修可能
- 4 4 年次から履修可能

【科目分類の例】

- | | |
|------------|---|
| 100-110-11 | 人間総合学群・全・全—教養教育科目・必修科目・資格に関わらない—
講義科目・1年次以降
⇒基礎ゼミ・仏教学など |
| 111-331-12 | 人間総合学群・人間文化学類・日本文化専攻—専門教育科目・選択科目・資格に関わる—
講義科目・2年次以降
⇒古典文学概論・日本語学概論Ⅰなど |
| 130-331-13 | 人間総合学群・心理学類・専攻なし—専門教育科目・選択科目・資格に関わる—
講義科目・3年次以降
⇒公認心理師の職責など |
| 210-211-32 | 人間健康学部・健康栄養学科・専攻なし—専門基礎科目・必修科目・資格に関わる—
実験・実習科目・2年次以降
⇒食品学実験Ⅰ・Ⅱなど |
| 310-311-23 | 看護学部・看護学科・専攻なし—専門科目・必修科目・資格に関わる—
演習科目・3年次以降
⇒小児看護学方法論など |

② 学修指針

学修指針は、本学のディプロマ・ポリシーに基づき設定されています。

この学修指針には2つの役割があります。1つは、各授業がどのような力を育成することを主な目的としているかを学生が判断するための指針という役割です。もう1つは、各学科のカリキュラムが学生の能力を偏りなく育成することができるように設定されているかを大学が検証するための指針という役割です。

履修科目の選択の判断材料として有意義に活用してください。

A circular graphic with a thin black border, centered on the page. Inside the circle, the Japanese characters 'その他' (Other) are written in a bold, black, sans-serif font. The background of the entire page is a complex, wavy, grayscale pattern that resembles a topographic map or a wood grain texture, with varying shades of gray and white creating a sense of depth and movement.

その他

1. 担任制・アドバイザー制度

本学では建学の精神に基づき、自立した女性の育成を目指して面倒見の良い教育を心がけています。その一環として「担任制度」を導入しており、大学は各ゼミの担当教員やアドバイザー教員を担任として配置し学生生活や授業履修など、学修についてのアドバイスを行っています。担任が担当する学生の履修科目、単位修得状況および出欠席などを把握することにより、有意義な学生生活を送れるよう指導助言を行います。その補助ツールとして学生の学修習得状況や生活状況を蓄積するシステム（スチューデントプロフィール）を構築しています。授業の欠席が多い場合には、担任よりメールや電話、または面談などを通じて、学生の状況把握が行われ、これによって大学内における関連部署等の連携を図りながら、学生一人ひとりに対して真摯に向き合い、個別に対応・支援することで、入学から卒業・就職に至るまでの一貫したサポートを行っています。

〈看護学部はアドバイザー制です〉

看護学部では、基礎ゼミとは別に、アドバイザーグループ毎に担当教員がいます。アドバイザーグループは少人数制で、1年次～4年次まで継続し同じ教員が担当します。

2. 卒業見込証明書について

3年次終了までに、以下の条件をすべて満たしている場合にのみ、卒業見込証明書を発行することができます。

- 1) 原則として、履修登録したすべての必修科目の単位を修得済みであること。
- 2) 教養教育科目、専門基礎科目は卒業要件を満たしていること。
- 3) 専門科目の選択科目から2単位以上を修得済みであること。
- 4) 授業料などの学納金を納めていること。

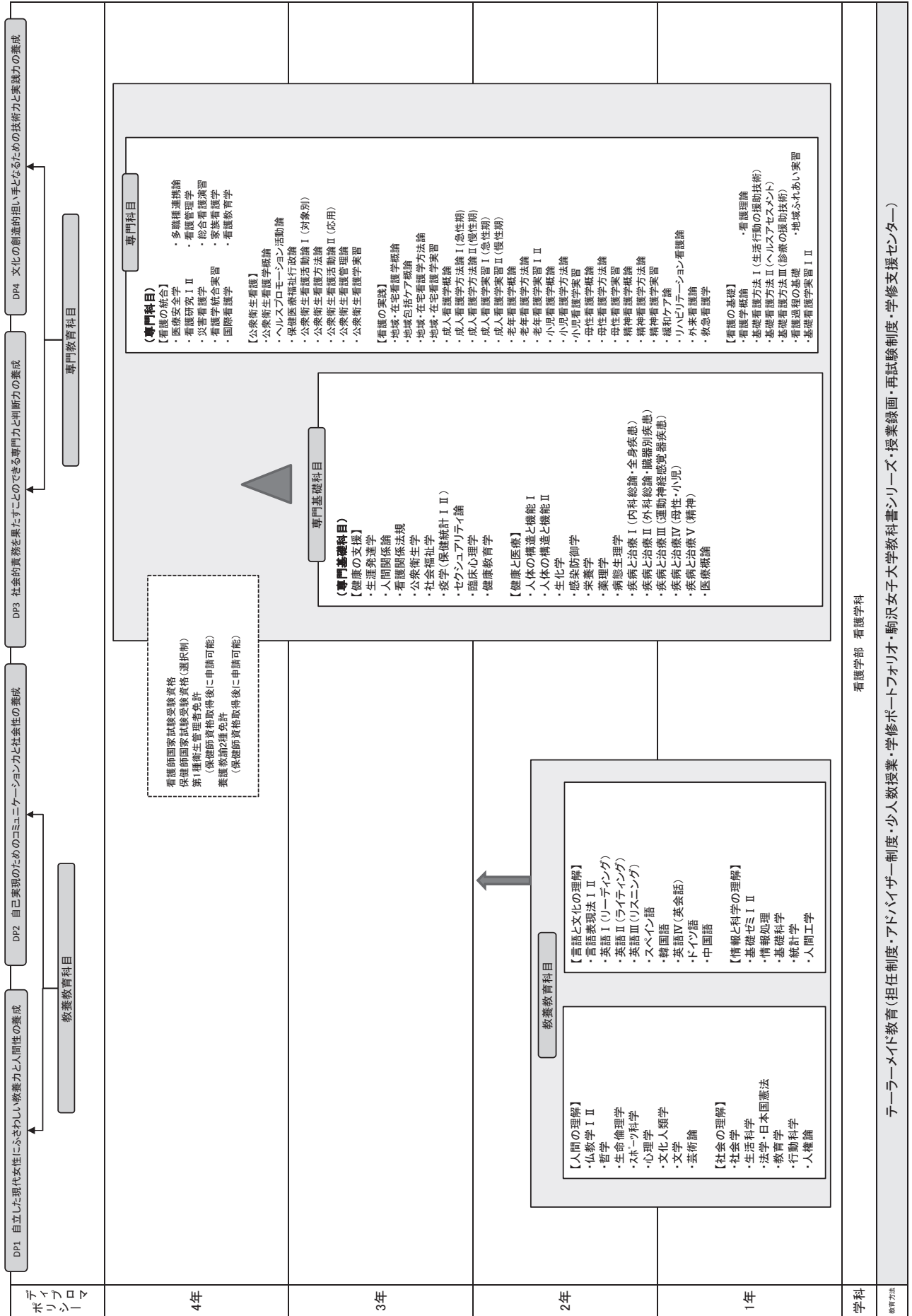
3. 学生による授業評価

本学では、よりよい授業の実施のため、学生による授業評価を実施しています。

評価は科目ごとのアンケート形式で、期間を定めてKOMAJOポータルを通じて実施しています。自由記述欄には授業の良かった点や意見、要望などについて記述してください。

アンケートは無記名方式で行うので、個人が特定されることや、成績などの評価に反映されることは一切ありません。あなたの感じたことを率直に教えてください。

駒沢女子大学 看護学部 カリキュラムツリー



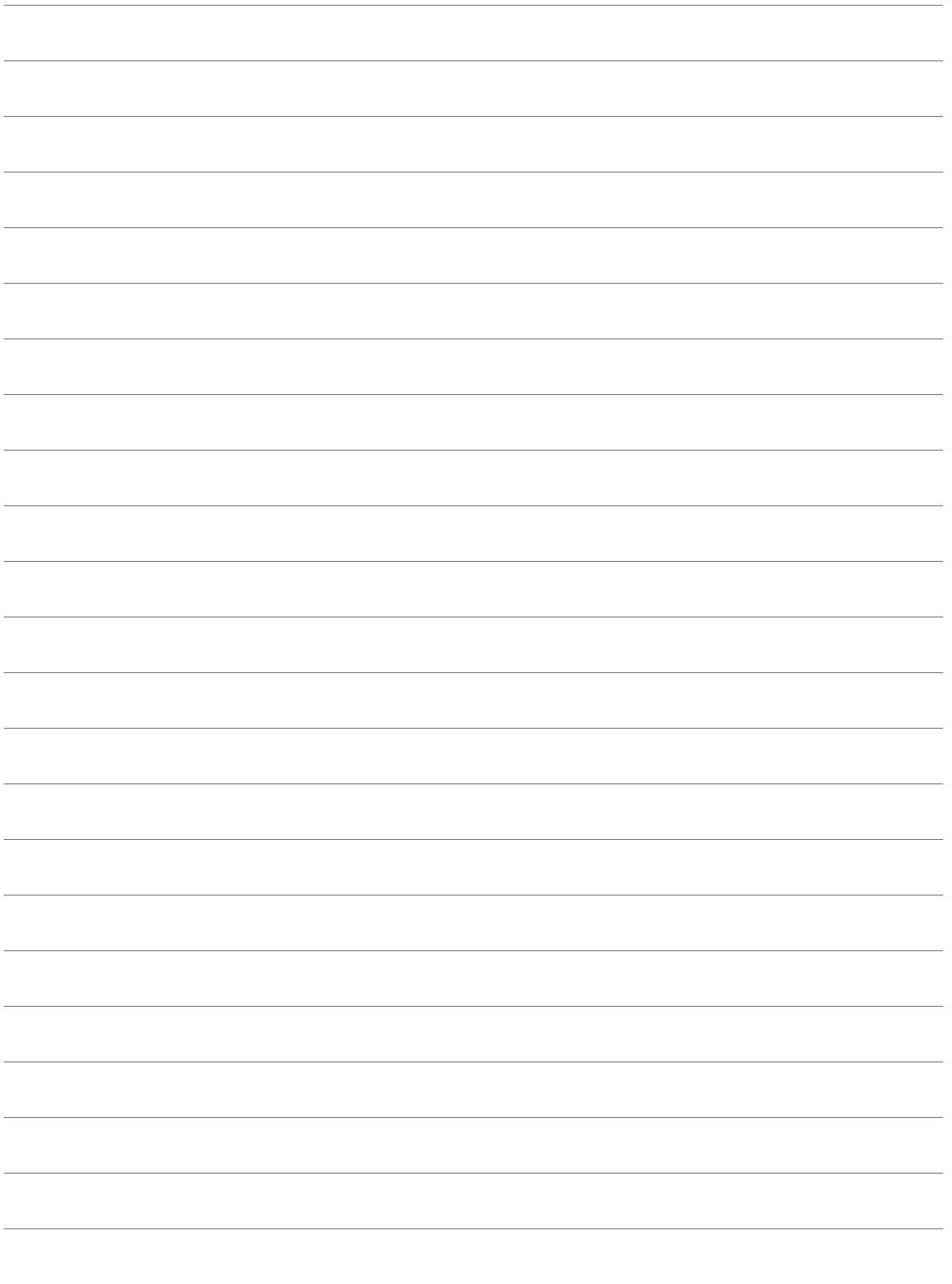
看護学部 看護学科 教養教育科目 カリキュラムマップ

ディプロマポリシー	全学 DP	自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成		自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成		社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成		文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成	
	学科 DP	人間を全人的に捉えヒューマンケアを実践できる教養力と人間性の育成		他者とバランスのとれた関係性を構築できるコミュニケーション力と社会性の育成		チーム連携と協働力をもって看護の役割と機能を発揮できる専門力と判断力の育成		多様な場においてさまざまな健康レベルの人々の課題や地域の課題に対し、根拠に基づいた創造的な看護実践ができる技術力と実践力の育成	
学修指針・学修到達度	到達度 lv4	人間を理解するために必要な人文・社会・自然科学に関する多面的な知識を有し、より良い文化の創造を目指すことができる。	看護学生として看護の対象となる人々の尊厳と権利の擁護に向けた行動をとることができる。	多様な価値観を尊重し、相手の発言や態度・行動を肯定的に受け止めながらコミュニケーションを発展させることができる。	看護師の社会的責務を把握し、自立した社会人にふさわしい責任感を持ってチームに参画・協働することができる。	看護の専門領域の知識を活用して、根拠に基づいた実践をすることができ、常に自己研鑽し続けることができる。	看護をめぐる諸問題について、客観的・論理的に判断をし、自己の判断を常に顧み、責任をもって行動することができる。	対象者の個別性に合わせ正確性・安全性・安楽性・効率性を踏まえた看護技術を常に提供し、その結果を対象の反応から評価できる。	自ら課題を見出すことができ、根拠に基づいた看護実践ができる。
	到達度 lv3	人間を理解するために必要な人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、自らの問題として考えることができる。	人間性を涵養していくための自己の課題を発見することにより、自己実現を実践できる。	相手の価値観を認め、自分の思いや意見との相違を確認しながら肯定的で前向きな関係性をとることができる。	保健医療福祉行政チームの一員であることを自覚し、責任をもって他者とスムーズに協働作業を行うことができる。	看護の専門領域の知識を活用して、根拠に基づいて課題解決方法を考えることができる。	看護をめぐる諸問題について、客観的・論理的に判断するとともに、自己の判断を顧みることができる。	対象者の個別性に合わせ、正確性・安全性・安楽性を考慮しながら看護技術を提供し、その結果を対象の反応から評価できる。	自ら課題を見出すことができ、それらの解決に向けて指導を受けながら成果をあげることができる。
	到達度 lv2	人間を理解するために必要な人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、問題点を指摘することができる。	自分の存在を理解し、他者の多様な価値観を受け入れることができる。	相手の価値観を認め、感情的にならずに相手から適切な情報を引き出し、自分の思いや意見を伝えることができる。	社会の構成メンバーの一人として、自分の位置づけや役割を述べることができ、他者と協働することができる。	看護の専門領域の知識を活用して、課題を見出すための情報収集ができる。	看護をめぐる諸問題についてデータをもとに客観的に判断ができる。	対象者の個別性に合わせ、安全性・安楽性を考慮しながら看護技術を提供し、その結果を評価できる。	課題に自ら取り組み、指導を受けながら実践し、成果をあげることができる。
	到達度 lv1	人間を理解するために必要な人文・社会・自然科学の内容について、自分の知っていることを述べるることができる。	人として社会の中の一員として自らを律し、ルールとマナーを守ることができる。	相手の話を聴くことができ、その相手の話に対して自分の意見や思いを伝えることができる。	社会の一員として他者と協働することの必要性を述べることができる。	看護の専門領域についての基礎的な知識を有している。	看護をめぐる諸問題について関心を持ち、収集したデータから自分なりの判断ができる。	対象者の個別性を考慮して、原則的な留意事項を遵守した看護技術を提供できる。	課題に自ら取り組み姿勢を持ち、指導を受けながら実践することができる。
学年	学修指針	教養力	人間性	コミュニケーション力	社会性	専門力	判断力	技術力	実践力
人間の理解	1 仏教学 I	◎	○		△				
	1 哲学	◎	○		△		△		
	1 生命倫理学	◎	○		△	△			
	1 スポーツ科学	◎	○	△	○				
	1 心理学	◎	○	△	△				△
	1 文化人類学	◎	○	△	△	△			△
	1 文学	◎	○		△				△
	1 仏教学 II	◎	○		△				
社会の理解	1 社会学	◎	△		○				
	1 生活科学	◎	○		○	△	△		
	1 法学・日本国憲法	◎	○		○		△		
	1 教育学	◎	△		△	○			
	1 行動科学	◎	○		△	○	△		
言語と文化の理解	1 言語表現法 I	◎		○					△
	1 英語 I (リーディング)	◎		○	○				
	1 英語 II (ライティング)	◎		○	○				
	1 言語表現法 II	◎		○					
	2 英語 III (リスニング)	◎		○	○				
	2 スペイン語	◎		○	○				
	2 韓国語	◎		○	○				
	2 英語 IV (英会話)	◎		○	○				△
	2 ドイツ語	◎		○	○				
情報と科学の理解	1 基礎ゼミ I	◎	○	○	△				
	1 基礎ゼミ II	◎	○	○	△				
	1 情報処理	◎					△	△	
	1 基礎科学	◎				○		△	
	1 統計学	◎				○			
	1 人間工学	◎				○		△	

看護学部 看護学科 専門基礎科目・専門科目 カリキュラムマップ

ポリシー	全学 DP	自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成		自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成		社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成		文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成	
	学科 DP	人間を全人的に捉えヒューマンケアを実践できる教養力と人間性の育成		他者とバランスのとれた関係性を構築できるコミュニケーション力と社会性の育成		チーム連携と協働力をもって看護の役割と機能を発揮できる専門力と判断力の育成		多様な場においてさまざまな健康レベルの人々の課題や地域の課題に対し、根拠に基づいた創造的な看護実践ができる技術力と実践力の育成	
学修指針・学修到達度	到達度 lv4	人間を理解するために必要な人文・社会科学に関する多面的な知識を有し、より良い文化の創造を目指すことができる。	看護学としての看護の対象となる人々の権利と責任を尊重し、適切な行動をとることができる。	多様な価値観を尊重し、相手の発言や態度・行動を受け止めるコミュニケーションを発展させることができる。	看護師の社会的責務を把握し、社会にふさわしい責任感を持ってチームに参画・協働することができる。	看護の専門領域の知識を根拠に活用して実践すること、常に自己研鑽し続けることができる。	看護をめぐる諸問題について、客観的に判断し、自己の顧み、責任をもつて行動することができる。	対象者の個別性に合わせ正確性・安全性・安楽性・効率性を踏まえた看護技術を常に提供し、その結果を対象の反応から評価できる。	自ら課題を見出すことができ、根拠に基づいた看護実践ができる。
	到達度 lv3	人間を理解するために必要な人文・社会科学に関する知識を有し、自らの考えを問うことができる。	人間性を涵養していくための課題を自ら実践できる。	相手の価値観を認め、自分の意見や相違を認めながら前向きな関係性を築くことができる。	保健医療福祉のチームの一員であることを自覚し、責をもち、他者と協働作業を行うことができる。	看護の専門領域の知識を根拠に活用して、課題解決方法を考案することができる。	看護をめぐる諸問題について、客観的に判断するとともに、自己の判断を顧みることができる。	対象者の個別性に合わせ、正確性・安全性・安楽性を考慮しながら看護技術を提供し、その結果を対象の反応から評価できる。	自ら課題を見出すことができ、その解決に向けて導きあげることができる。
	到達度 lv2	人間を理解するために必要な人文・社会科学に関する知識を有し、問題点を指摘することができる。	自分を理解し、他者の価値観を受け入れることができる。	相手の価値観を認め、感情的にならずに適切な情報を引き出し、自分の意見を伝えることができる。	社会の構成メンバーの一人として、自分の位置づけや役割を述べ、他者と協働することができる。	看護の専門領域の知識を課すための情報収集ができる。	看護をめぐる諸問題についてデータを客観的に判断することができる。	対象者の個別性に合わせ、安全性・安楽性を考慮しながら看護技術を提供し、その結果を評価できる。	課題に自ら取り組み、指導を受けながら実践をあげることができる。
	到達度 lv1	人間を理解するために必要な人文・社会科学の内容について、自分の知っていることを述べるることができる。	人として社会の中の一員として自らを律し、ルールとマナーを守ることができる。	相手の話を聴くことができ、その相手の話に対して自分の意見や思いを伝えることができる。	社会の一員として他者と協働することの必要性を述べることができる。	看護の専門領域についての基礎的な知識を有している。	看護をめぐる諸問題について関心を持ち、収集したデータから自分なりの判断ができる。	対象者の個別性を考慮して、原則的な留意事項を遵守した看護技術を提供できる。	課題に自ら取り組み姿勢を持ち、指導を受けながら実践することができる。
学年	学修指針	教養力	人間性	コミュニケーション力	社会性	専門力	判断力	技術力	実践力
専門基礎科目・健康と医療	1	人体の構造と機能 I	○	△			◎	△	
	1	人体の構造と機能 II	○	△			◎	△	
	1	生化学	○	△			◎	○	
	1	感染防御学	○	△			◎	○	
	1	栄養学	○				◎	○	
	1	薬理学	○				◎	○	
	1	病態生理学	○				◎	○	
	1	疾病と治療 I (内科総論・全身疾患)	○				◎	○	
	2	疾病と治療 II (外科総論・臓器別疾患)	○				◎	○	
	2	疾病と治療 III (運動神経感覚器疾患)	○				◎	○	
	2	疾病と治療 IV (母性・小児)	○				◎	○	
	2	疾病と治療 V (精神)	○	△			◎	○	
	1	医療概論	◎	○			○		
専門基礎科目・健康の支援	1	生涯発達学	○				◎	○	△
	1	人間関係論		○	◎	○	△		△
	2	看護関係法規	○				◎	○	
	2	公衆衛生学	○			△	◎	○	
	2	社会福祉学	○				◎	○	
	2	疫学 (保健統計 I)	○			△	◎	○	
	3	疫学 (保健統計 II)	○			△	◎	○	
	1	セクシュアリティ論	○	◎		△	○		
	2	臨床心理学	○		○		◎		△
	2	健康教育学	△				◎	○	

	学年	学修指針	教養力	人間性	コミュニケーション力	社会性	専門力	判断力	技術力	実践力
専門科目・看護の基礎	1	看護学概論	○	△	△		◎	○		
	1	看護理論	○				◎	○		△
	1	基礎看護方法Ⅰ (生活行動の援助技術)			△		○	○	◎	△
	2	基礎看護方法Ⅱ (ヘルスアセスメント)					○	○	◎	△
	2	基礎看護方法Ⅲ (診療の援助技術)					○	○	◎	△
	2	看護過程の基礎					○	◎		△
	1	地域ふれあい実習			○	△	◎			
	1	基礎看護学実習Ⅰ			○		○	◎	△	△
	2	基礎看護学実習Ⅱ			△		○	◎	○	△
	専門科目・看護の実践	1	地域・在宅看護学概論	○			△	◎	○	
2		地域包括ケア概論				△	◎	○		
3		地域・在宅看護学方法論			△	△	○	◎	○	
3		地域・在宅看護学実習				△	○	○	△	◎
2		成人看護学概論	○				◎	△		
2		成人看護学方法論Ⅰ (急性期)			△		◎	○	△	
3		成人看護学方法論Ⅱ (慢性期)			△		◎	○	△	
3		成人看護学実習Ⅰ (急性期)			△		○	△	○	◎
3		成人看護学実習Ⅱ (慢性期)			△		○	△	○	◎
1		老年看護学概論				△	◎	○		
2		老年看護学方法論			△		○	◎	○	
2		老年看護学実習Ⅰ				△	○	○	○	◎
3		老年看護学実習Ⅱ				△	○	○	○	◎
2		小児看護学概論	○	△			◎	○		
3		小児看護学方法論			△		○	◎	○	
3		小児看護学実習				△	○	○	○	◎
2		母性看護学概論	○	△			◎	○		
3		母性看護学方法論			△		◎	○	○	
3		母性看護学実習			△	△	◎		○	○
2		精神看護学概論	○	○			◎	△		
3		精神看護学方法論		△	△		◎	○	○	
3		精神看護学実習			○		○	△	△	◎
3		緩和ケア論					◎	○	△	
3		リハビリテーション看護論				△	◎	○	△	
4		外来看護論			△		◎	○		△
4		救急看護学					◎	○	△	
専門科目・公衆衛生看護	2	公衆衛生看護学概論				△	◎	○		
	2	ヘルスプロモーション活動論					○	◎	△	
	3	保健医療福祉行政論				△	◎	○		
	3	公衆衛生看護活動論Ⅰ (対象別)					○	◎	△	△
	4	公衆衛生看護方法論					△	○	◎	
	3	公衆衛生看護活動論Ⅱ (応用)					△	○	◎	○
	4	公衆衛生看護管理論					△	○	◎	
4	公衆衛生看護学実習				△	△	○	○	◎	
専門科目・看護の統合	1	医療安全学			△		◎	○		
	3	多職種連携論			○	○	△	◎		
	3	看護研究Ⅰ	△				◎	○		
	4	看護研究Ⅱ	△				◎	○		
	4	看護管理学				△	◎	○		
	4	災害看護学			△		◎	○		
	4	総合看護演習		△	○		◎	○		
	4	看護学統合実習			△		○	△	△	◎
	3	家族看護学				△	◎	△		
4	国際看護学	△				◎	○			
4	看護教育学	○	○			◎				





学 則

学 則

駒沢女子大学 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成することを目的とする。

第 1 条の2 本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価、実施体制、実施方法等に関する規程は、別に定める。

(教育目標)

第 1 条の3 第1条に規定する目的を達成するための教育目標は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成
- (2) 自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成
- (3) 社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成
- (4) 文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成

2 前項を踏まえた学群・学類及び学部・学科の教育目標は別に定める。

3 本条に規定する教育目標の達成方法及び評価方法は別に定める。

(位 置)

第 2 条 本学は、東京都稲城市坂浜238番地に置く。

(名 称)

第 3 条 本学は、駒沢女子大学と称する。

第 2 章 組 織

(学群学類・学部学科の構成及び目的)

第 4 条 本学に、人間総合学群、人間健康学部及び看護学部を置く。

2 人間総合学群には、人間文化学類、観光文化学類、心理学類、住空間デザイン学類を置き、人間健康学部には、健康栄養学科を置き、看護学部には、看護学科を置く。

3 前項の学群学類、及び学部学科の教育上の目的を以下のように定める。

- (1) 人間総合学群は、人間諸科学の知と手法を基礎として、幅の広い教養及び実践的な技能を教授し、自分の力で考え判断できる能力を具えた、人間性豊かな女性を養成することを目的とする。
- (2) 人間文化学類は、文化や社会に対する理解と、実践的なコミュニケーション能力の双方を身に付けることで、グローバルな時代の変化に対応でき、現代社会に参加し貢献していく資質を有する人材の育成を目的とする。
- (3) 観光文化学類は、国際人としての教養、観光の専門家となるための知識と技能を習得し、国際的な交流及び協力を貢献できる人材の育成を目的とする。
- (4) 削除
- (4)の2 心理学類は、心理学の専門的知識及び技能を学修し、現代社会の多様化する心の問題に主体的に取り組み、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
- (5) 住空間デザイン学類は、生活空間の演出を学修することにより、人が暮らしやすい社会の実現に貢献できる人材の育成を目的とする。
- (6) 削除
- (7) 人間健康学部は、幅広い視点から専門的知識及び技能を教授することにより、質の高い健康生活の実現と、生涯にわたる健康な生活への援助ができる人材を養成することを目的とする。
- (8) 健康栄養学科は、豊かな人間性を備えた栄養の専門家を育成することを目的とする。
- (9) 削除
- (10) 看護学部看護学科は、人間性豊かな質の高い看護実践能力を備えた看護実践者の育成を目的とする。

(定員)

第5条 前条の学群学類、学部学科の定員は次のとおりとする。

学群・学部	学類・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間総合学群	人間文化学類	170名	20名	720名
	観光文化学類	60名	10名	260名
	心理学類	80名	—	320名
	住空間デザイン学類	60名	—	240名
	(計)	(370名)	—	(1,540名)
人間健康学部	健康栄養学科	80名	—	320名
	(計)	(80名)	—	(320名)
看護学部	看護学科	80名	—	320名
	(計)	(80名)	—	(320名)
総計		530名	30名	2,180名

人間文化学類に専攻を置く。専攻の人数は次のとおりとする。

学類	専攻	人数	編入学人数	収容人数
人間文化学類	日本文化専攻	60名	5名	250名
	人間関係専攻	60名	5名	250名
	英語コミュニケーション専攻	50名	10名	220名
総計		170名	20名	720名

第5条の2 本学に、大学院を置く。
2 大学院に関する規程は、別に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。
2 図書館に関する規程は、別に定める。

(駒沢女子大学日本文化研究所)

第6条の2 本学に、駒沢女子大学日本文化研究所（以下「文化研究所」という。）を置く。
2 文化研究所に関する規程は、別に定める。

(駒沢女子大学博物館学実習館)

第6条の3 本学に、駒沢女子大学博物館学実習館（以下「実習館」という。）を置く。
2 実習館に関する規程は、別に定める。

(学修支援センター)

第6条の4 本学に、学修支援センター（以下「支援センター」という。）を置く。
2 支援センターに関する規程は、別に定める。

(駒沢女子大学健康栄養相談室)

第6条の5 本学に、駒沢女子大学健康栄養相談室（以下「健康栄養相談室」という。）を置く。
2 健康栄養相談室に関する規程は、別に定める。

(教育研究推進センター)

第6条の6 本学に、教育研究推進センター（以下、「推進センター」という。）を置く。
2 推進センターに関する規程は、別に定める。

(部の設置)

第7条 本学に学務部及び学生部を置く。

第3章 職員組織

(学長・副学長)

第8条 本学に学長を置く。
2 学長は、本学の全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する。
3 学長は必要に応じ、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長を置くことができる。
4 学長・副学長に関する事項は、別に定める。

(職員)

第8条の2 本学に、専任の教授、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置く。
2 本学に、前項のほか、必要に応じ非常勤の教員及び臨時の職員を置く。

(役職)

- 第8条の3 図書館に図書館長を置く。
 2 文化研究所に文化研究所長を置く。
 3 学務部に学務部長、学生部に学生部長を置く。
 4 学群に学群長、各学部で学部長を置く。
 5 前2項に関する事項は、別に定める。

(外国人教員)

- 第9条 (削除)

(客員教授)

- 第10条 本学に、客員教授を置くことができる。
 2 客員教授に関する事項は、別に定める。

(名誉教授)

- 第11条 本学は、教員であった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。
 2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

(教授会)

- 第12条 本学人間総合学群、人間健康学部及び看護学部に、教授会を置く。
 2 教授会は、学長、学群長、学部長、学務部長、学生部長、教授、准教授、講師、及び助教をもって組織する。
 3 教授会の運営等に関する事項は、別に定める。

(教授会取り扱い事項)

- 第13条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べることができる。
 (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 (2) 学位の授与
 (3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項
 2 教授会は、前項に規定する事項のほか、学長及び学群長、学部長その他教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関わる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教学協議会)

- 第13条の2 (削除)

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

- 第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 2 本学における1年間の授業期間は、37週を原則とする。

(学 期)

- 第15条 学年を次の二学期に分ける。
 第一学期は、4月1日から9月19日まで
 第二学期は、9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第16条 休業日は次の各号のとおりとする。
 (1) 日曜日
 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
 (3) 春季休業は、3月11日から3月31日まで
 (4) 夏季休業は、8月11日から9月19日まで
 (5) 冬季休業は、12月27日から翌年1月4日まで
 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更し、臨時的休業日又は臨時的授業日を定めることができる。

第 5 章 修 業 年 限

(修業年限)

- 第17条 本学の修業年数は、4年とする。

(在学年限)

- 第18条 学生は、8年を超えて在学することができない。
 2 第21条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められる在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第 6 章 入 学

(入学の時期)

第19条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校の全課程を修了した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育課程を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4)の2 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力有りと、本学において認められた者

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する女子で、本学への入学を志願する者があるとき、3年次編入学に該当する者は編入学定員の枠内で、選考のうえ3年次に、それ以外の者は欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 前2号と同等以上の資格がある者

2 前項の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目、単位数の取扱い及び在籍すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。ただし、3年次編入学の場合、在籍すべき年数は2年とする。

(転学群・転学類・転学部・転学科)

第21条の2 本学に在籍する1年次および2年次の者で、他学群・他学類・他学部・他学科への移籍を希望する者があるとき、該当学群・学類・学部・学科に欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次での移籍を教授会の議を経て、学長は許可することができる。

2 前項の規定により転学群・転学類・転学部・転学科を許可された者が既に履修した授業科目、単位数の取扱いおよび在籍すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学志願)

第22条 本学への入学を志願する者は、入学願書、所定の入学検定料及び出身学校長から提出される調査書を添えて、提出しなければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定める駒沢女子大学入学者選抜規程により選抜を行う。

(入学手続)

第23条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定めるところに従い、手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に、入学を許可する。

第 7 章 教育課程及び履修方法

(授 業)

第24条 本学における授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目とし、卒業に必要な単位は次のとおりとする。

人間総合学群人間文化学類日本文化専攻

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	日本文化専攻専門教育科目	20単位	42単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群人間文化学類人間関係専攻

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	人間関係専攻専門教育科目	18単位	44単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群人間文化学類英語コミュニケーション専攻

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	英語コミュニケーション専攻専門教育科目	12単位	50単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群観光文化学類

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	観光文化学類専門教育科目	7単位	55単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

専門教育科目の選択必修科目中、基本科目から6単位以上、観光実務関連科目から2単位以上、観光資源・文化関連科目から4単位以上修得すること。

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群心理学類

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	心理学類専門教育科目	14単位	48単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群住空間デザイン学類

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	住空間デザイン学類専門教育科目	12単位	50単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

専門教育科目の選択必修科目中、コースの必要とする32単位以上修得すること。

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間健康学部健康栄養学科

授業科目群		必修	選択	合計
教養教育科目	教養科目	12単位	7単位以上	124単位 以上
	情報科学科目	1単位		
	外国語科目	4単位		
	言語力育成科目			
	体育科目	2単位		
	基礎ゼミ科目	2単位		
専門教育科目	専門基礎科目・専門科目	96単位		
他専攻・他学類・他学群・他学科・他学部・他大学科目				

看護学部看護学科

授業科目群		必修	選択	小計	合計
教養教育科目	人間の理解	4単位	4単位以上	必修10単位 選択8単位以上	126単位 以上
	社会の理解	—			
	言語と文化の理解	4単位	2単位以上		
	情報と科学の理解	2単位	2単位以上		
専門基礎科目	健康と医療	19単位	4単位以上	必修26単位 選択4単位以上	
	健康の支援	7単位			
専門科目	看護の基礎	16単位	6単位以上	必修72単位 選択6単位以上	
	看護の実践	42単位			
	公衆衛生看護	3単位			
	看護の統合	11単位			
他専攻・他学類・他学群・他学科・他学部・他大学科目					

(履修科目数)

第24条の2 1学年において履修できる単位数の上限は、46単位とするが、看護学部においては、48単位とする。

2 (削除)

(授業科目)

第25条 前条の授業科目の名称、単位数、年次配当、及び履修方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

(履修手続き)

第26条 学生は、毎学年の始めに、学費を納入し、その学年で履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出のうえ、履修しなければならない。

(単位取得)

第27条 履修した科目の試験に合格した者は、当該科目の履修を修了したと認められ、所定の単位が与えられる。

2 各授業科目に対する単位数は、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。ただし、出席しなければならない時間数の3分の1を超える欠席をした者は、単位を取得できないことがある。

- (1) 講義及び演習については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、演習科目によっては、毎週2時間15週の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、毎週3時間15週の授業をもって1単位とすることができる。

- (3) 講義及び演習並びに実験、実習及び実技の併用により行う授業については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- (4) 外国語科目については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。

(教職に関する専門科目)

第27条の2 教育職員の免許を取得しようとする者は、教職に関する専門教育科目及び必要な授業科目を履修しなければならない。

- 2 前項の履修により、本大学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次表のとおりとする。

学群	学類	専攻	免許状の種類・教科
人間総合学群	人間文化学類	日本文化専攻	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
		英語コミュニケーション専攻	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)

- 3 教育職員の免許を取得するために必要な授業科目及び単位数は、別表第1の2のとおりとする。

(学校図書館司書教諭免許)

第27条の3 学校図書館司書教諭の免許を取得しようとする者は、前条の教職に関する専門教育科目及び必要な授業科目を履修したうえで、学校図書館司書教諭講習規程に定める科目を履修しなければならない。

- 2 学校図書館司書教諭の免許を取得するために必要な授業科目及び単位数は、別表第1の3のとおりとする。

(博物館学芸員養成課程)

第27条の4 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館学芸員養成課程に関する科目を履修しなければならない。

- 2 博物館学芸員の資格を取得するために必要な授業科目及び単位数は、別表第1の4のとおりとする。

(栄養士の資格及び管理栄養士受験資格)

第27条の4の2 栄養士の資格を得ようとする者は、人間健康学部健康栄養学科の卒業に必要な単位のほかに、栄養士法、同法施行規則に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

- 2 管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、前項によるほか、管理栄養士学校指定規則に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

(建築士受験資格)

第27条の4の3 建築士試験の受験資格を得ようとする者は、人間総合学群住空間デザイン学類の卒業に必要な単位のほかに、建築士法に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

(看護師受験資格)

第27条の4の4 看護師国家試験の受験資格を得ようとする者は、看護学部看護学科の卒業に必要な単位を修得しなければならない。

(保健師受験資格)

第27条の4の5 保健師国家試験の受験資格を得ようとする者は、看護学部看護学科の卒業に必要な単位のほかに、「保健師助産師看護師学校指定規則別表1」に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

(養護教諭二種免許)

第27条の4の6 養護教諭二種の免許を得ようとする者は、「保健師助産師看護師学校指定規則別表1」に定める所定の科目を履修し単位を修得するとともに、別表第1の2の「教育職員免許法施行規則第66条の6」で定める科目を履修し単位を修得しなければならない。

(公認心理師受験資格)

第27条の4の7 公認心理師の受験資格を得ようとする者は、人間総合学群心理学類の卒業に必要な単位のほかに、公認心理師法、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(他大学における履修単位の認定)

第27条の5 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の授業科目を履修することを許可することができる。許可を受け履修した授業科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定する。

(海外留学における履修単位の認定)

第27条の6 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が海外留学により授業科目を履修することを許可することができる。許可を受け履修した授業科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定する。

- 2 駒沢女子大学海外留学制度により留学した期間は、半年を限度として第17条に定める修業年数に含めることができる。
- 3 前項の、駒沢女子大学海外留学制度に関しては、別に定める。

第 8 章 試験及び成績

(試 験)

第28条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることもできる。

(試験の期日)

第29条 試験は、学期末又は学年末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第30条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。
2 学費及び必要な手数料を納入していない者は、試験を受けることができない。
3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第31条 成績は、秀 (100～90)、優 (89～80)、良 (79～70)、可 (69～60)、不可 (59以下) とし、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(成績の通知)

第31条の2 試験の成績の発表は各学期末とし、書類をもって学生に通知する。

第 9 章 卒業及び学位

(卒業に必要な単位)

第32条 卒業に必要な単位は、人間総合学群及び人間健康学部が124単位以上、看護学部が126単位以上とする。

(卒業の要件)

第33条 卒業の要件は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 4年以上在学すること。ただし、第21条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数以上在学すること。
(2) 卒業に必要な単位を修得していること。

(学位の授与)

第34条 前条の規定により、卒業証書を授与された者は、人間総合学群については、学士 (日本文化・人間関係・英語コミュニケーション・観光文化・心理学・住空間デザイン) の学位、人間健康学部については、学士 (健康栄養) の学位、看護学部については、学士 (看護学) の学位を授与する。

第 10 章 休学、退学及び除籍

(休 学)

第35条 病気その他やむを得ない事由により2ヶ月以上修学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受け、学期の終わりまで休学することができる。
2 休学の事由が消滅しない者は、許可を受けて引き続き1学期休学することができる。
3 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。休学期間は、在学年数に算入しない。
4 第18条の規定は、休学した者にも適用する。
5 休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、教授会の議を経て、学年又は学期の始めに復学することができる。

(退学等)

第36条 退学しようとする者及び転学を希望する者は、その理由を付して、保証人と連署の退学願を提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第37条 一旦退学した者が再入学しようとする場合は、選考のうえ教授会の議を経て、学長は許可することがある。
2 再入学の出願資格、手続等については、別に定める。

(除 籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。
(1) 新入生で、指定された期間までに履修届を提出しない者、その他本学において修学する意思がないと認められる者
(2) 督促を受けた滞納学費を、指定された期日までに納入しない者
(3) 第18条の規定による在学できる年数を超える者
(4) (削除)

第 11 章 賞 罰

(褒 賞)

第39条 本学の学生として褒賞に値する行為があった者に対して、学長は、教授会の議を経て、褒賞することができる。

(懲 戒)

第40条 本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、学長は、教授会の議を経て、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

- 2 前項の処分は、行為の軽重、教育上の必要を考慮してなさなければならない。
- 3 第1項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してでなければ行うことができない。
 - (1) 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り修業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席の常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、本学則に反し、学生の本分に反する行為をした者

第 12 章 学 費 等

(選抜料)

第41条 本学への入学を志望する者は、別表第2に掲げる入学検定料を納めなければならない。

(学 資)

第42条 本学の入学金及び学費は、次のとおりとし、その納入額は別表第2、第3に掲げるとおりとする。

- (1) 入学金
- (2) 学費
 - 授業料
 - 維持費
 - 実習費

(授業料)

第43条 授業料は、4月20日までに納めなければならない。ただし、次の二期に分け分納することもできる。

- 第一期は、4月20日まで
- 第二期は、9月20日まで

(学 費)

第44条 学費は出席の有無にかかわらず学籍のある間は、これを納めなければならない。ただし、理事長が必要と認めた場合には、学費の全部又は一部を減免することができる。

- 2 休学期間中の授業料・実習費は免除する。ただし、維持費は納めなければならない。

(授業料等の不返還)

第45条 納入した授業料等は、原則として返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で所定の期日内に入学辞退届を提出し、本学が受理した者に限り入学金を除く納付金を返還する。

(手数料)

第46条 手数料の種類及び納入額については、別に定める。

第 13 章 外国人留学生及び帰国生徒

(外国人留学生)

第47条 外国人留学生とは、本学入学を目的として入学許可を受けて入学し、本学に入学、編入学又は学士入学した者をいう。

(帰国生徒)

第48条 帰国生徒とは、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間の中等教育を受けた者をいう。

(委 任)

第49条 前2条に規定する者の修学については、特設科目及び履修方法等、別に定めるところによる。

第 14 章 科目等履修生及び公開講座

(科目等履修生)

- 第50条 本学は、正規の授業を妨げない限りにおいて、教授会の議を経て、科目等履修生の登録を許可することがある。
2 科目等履修生の登録資格等については、別に定める。

(公開講座)

- 第51条 本学においては、公開講座を開設することがある。

第 15 章 改 正

(改正)

- 第52条 この学則の改正は、教授会の意見を聴き、学長が理事会の承認を得なければならない。

- 附則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成17年12月1日から施行する。
附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成26年6月12日に改正し、平成26年7月1日から施行する。
附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した者については従前のおりとする。
附則 この学則は、平成28年5月19日に改正し、平成28年7月1日から施行する。
附則 この学則は、平成29年3月31日に改正し、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した者については従前の通りとする。人文学部は、平成30年度から学生募集を停止し、対象となる学生が在籍しなくなったときに廃止する。
附則 この学則は、平成30年7月24日から施行する。
附則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
附則 この学則は、令和2年12月19日から施行する。
附則 この学則は、令和3年6月1日から施行する。
附則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
附則 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、看護学部は、令和4年度入学者にも適用する。
附則 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年度入学者から適用する。

学則第41条及び第42条 別表第2 入学検定料・入学金

人間総合学群、人間健康学部、看護学部

入学検定料

一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別入学者選抜

30,000円	学校推薦型選抜(指定校制)、学校推薦型選抜(公募制)、総合型選抜、一般選抜、特別入学者選抜
15,000円	大学入学共通テスト利用選抜

※ インターネット出願を利用し、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜を複数回出願する場合は、2回目以降 5,000円割引

※ 推薦系入学者選抜(学校推薦型選抜(指定校制)、学校推薦型選抜(公募制)、総合型選抜など)に合格し、入学手続を完了した者が、スカランシップ制度(新入生)の選抜試験に出願する場合、10,000円とする。

入学金

300,000円

本短期大学から3年次編入する者の入学金を免除する。

本短期大学卒業後1年以上経過した者が3年次編入する場合、または、本大学を卒業した者が再度入学する場合の入学金を2分の1とする。

一旦退学した者が再入学する場合の入学金を2分の1とする。

卒業生子女入学特典制度、大学・短期大学姉妹入学特典制度、寺院関係者入学特典制度、併設校(駒沢学園女子高等学校)対象入学特典制度について、以下のように定める。ただし、重複して特典を受けることはできない。

また、同時に姉妹が入学する場合はいずれかを減額とする。

	入学特典制度	対象の入学者選抜	特典内容
1	卒業生子女入学特典制度	学校推薦型/総合型/一般/大学入学共通テスト利用選抜での合格・入学者	入学金の3分の1を減額
2	大学・短期大学 姉妹入学特典制度		
3	寺院関係者入学特典制度		
4	併設校(駒沢学園女子高等学校)対象入学特典制度※	本学が専願型として実施する学校推薦型選抜(併設校専願型)の合格・入学者	入学金の2分の1を減額
		本学が専願型として実施する学校推薦型選抜(公募制)の合格・入学者	
		本学が専願型として実施する総合型選抜(専願型)の合格・入学者	
		本学が実施する専願型ではない入学者選抜の合格・入学者	入学金の3分の1を減額

※現役生のみ

学則第42条 別表第3 学費

人間総合学群

授業料	800,000 円	1期	400,000 円
		2期	400,000 円
維持費	200,000 円	1期	100,000 円
		2期	100,000 円

人間文化学類・観光文化学類(2年次以降)

実習費	36,000 円	1期	18,000 円
		2期	18,000 円

心理学類・住空間デザイン学類(2年次以降)

実習費	66,000 円	1期	33,000 円
		2期	33,000 円

※人間総合学群の1年次実習費は一律36,000円とする。

人間健康学部

授業料	800,000 円	1期	400,000 円
		2期	400,000 円
維持費	250,000 円	1期	125,000 円
		2期	125,000 円

実習費	100,000 円	1期	50,000 円
		2期	50,000 円

看護学部

授業料	1,050,000 円	1期	525,000 円
		2期	525,000 円
維持費	300,000 円	1期	150,000 円
		2期	150,000 円

実習費	1、2年次	225,000 円	1期	112,500 円
			2期	112,500 円
	3、4年次	300,000 円	1期	150,000 円
			2期	150,000 円

看護学部において、保健師教育課程の履修費を別に定めるところにより徴収する。



Komajo